

魅力ある人を育て 新しい価値を創造し続けるまち大槌



第9次大槌町総合計画
2019～2028

岩手県大槌町



第9次大槌町総合計画

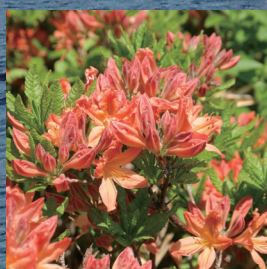
大 槌 町



町章

町民憲章（昭和四十八年十月制定）

- 一、自然を愛し自然を大切にしましょう
- 一、産業を興し豊かなまちをつくりましょう
- 一、健康できまりある生活をしましょう
- 一、香り高い郷土の文化を育てましょう
- 一、安全で住みよいまちをつくりましょう



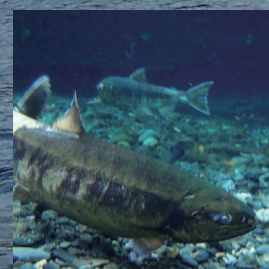
町の花（新山つつじ）
[昭和48年10月制定]



町の鳥（かもめ）
[昭和48年10月制定]



町の木（けやき）
[昭和48年10月制定]



町の魚（さけ）
[平成9年8月制定]



町長あいさつ

大槌町長 平野 公三

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波から 8 年が経過しました。当町においても未曾有の被害を受け、多くの尊い命と貴重な財産が失われました。改めて、震災で犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、今もなお、応急仮設住宅などにおいて、不自由な生活を余儀なくされております町民の皆さまに、改めて心からお見舞い申し上げます。

このたび大槌町では、町の行政経営の基本方針を示す最上位計画となる「第 9 次大槌町総合計画」を策定しました。この計画は、「大槌町東日本大震災津波復興計画」の後継となるもので、震災を乗り越え元気で明るい持続可能な町の将来像を達成するために、町民憲章を踏まえた目指すべき町の姿を町民の皆様と協働で進める総合的な指針として策定しました。

策定にあたっては、町の現状を肌で感じている町民の方々と、膝を突合せた対話・議論・検討を重ね、今後 10 年先の大槌町を見据え、安心して暮らしていける魅力あふれる町の将来像を実現する計画に仕上げました。

当町は、東日本大震災津波からの復興へ着実に取り組んでまいりましたが、人口減少と少子高齢化の進行は今後のまちづくりにおいて、喫緊の課題であります。この課題への取り組みには、現状と将来の見込みをしっかりと捉え、適時、適切な取り組みを進めていかなければなりません。そのためにも各分野の施策を有機的に連動させ取り組むことが、地域経済や地域産業の活性化を図ることとなり、持続可能なまちづくりに繋がるものと考えております。

町民と行政の協働のもと、被災者や町民に寄り添った復興の総仕上げに向け、各施策の取組を着実に進め、総合計画の基本理念である「魅力ある人を育て 新しい価値を創造し続けるまち大槌」の実現を目指してまいります。

この計画策定にあたり、町議会、町総合開発審議会、町総合計画策定専門部会、懇談会、住民説明会、町民アンケートなどにおいて、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様にご心から感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

目次

第1部 序論

第1章 総合計画の策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の構成と期間	3

第2章 計画の背景

第1節 大槌町の概要	4
第2節 町を取り巻く社会動向	7

第2部 基本構想

第1章 町の将来像

第1節 まちづくりの基本理念	24
第2節 まちづくりの基本方針	27

第2章 行政の役割と町民に期待すること

第1節 行政の役割	34
第2節 町民に期待すること	35

第3部 基本計画

第1章 産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり

第1節 おおつちの自然を活かし、継承する一次産業の実現	40
第2節 働きやすく、骨太なおおつちの商工業の推進	42
第3節 おおつちらしい観光物産戦略の展開	44

第2章 健康でぬくもりのあるまちづくり

第1節 地域福祉の推進	46
第2節 子育て環境の充実	48
第3節 健康づくりの推進	50
第4節 高齢者支援の推進	52
第5節 障がい福祉の推進	54
第6節 医療の充実	56

第3章	学びがふるさとを育てふるさとが学びを育てるまちづくり	
第1節	生涯を通してつながる学びの推進	58
第2節	地域へと広がる魅力的な学びの場づくり	60
第3節	町民の学習活動の推進	62
第4節	学ぶ環境の整備	64
第5節	震災伝承による防災文化の醸成	66
第4章	安全性と快適性を高めるまちづくり	
第1節	災害に強いまちづくりの推進	68
第2節	良質な自然環境の保全と環境衛生の向上	70
第3節	快適な住環境の実現	72
第4節	利便性の高い交通ネットワークの整備	74
第5章	将来を見据えた持続可能なまちづくり	
第1節	協働による地域・まちづくりの推進	76
第2節	健全な財政運営の推進	78
第3節	成果を重視した行政運営の構築	80
第6章	未来につなげる着実な復興まちづくり	
第1節	事業者の本設再建と産業の再生	82
第2節	支え合い誰もが暮らし続けられる地域社会づくり	83
第3節	未来の大槌人の育成／文化の再生と知の継承	84
第4節	魅力ある持続可能なまちづくり／地域資源としての風景の再生	85

資料篇

1	計画策定経緯	88
2	大槌町総合開発審議会 条例	92
3	大槌町総合開発審議会 諮問・答申	94
4	町民アンケート調査の結果	97

第1部 序論



第1章

総合計画の策定に当たって (総説)

第1節 計画策定の趣旨

大槌町では、平成18年3月に「第8次大槌町町勢発展計画」（計画期間平成18年～平成27年）を策定し、各分野にわたる施策展開を進めてきました。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災津波により甚大な被害を受けたことから、復興まちづくりの方向性を示した大槌町東日本大震災津波復興基本計画（以下「復興計画」という。）を策定し、復旧・復興に関する施策を中心に位置づけ、事業を推進してきました。復興計画の期間は8年間で平成30年度末に計画期間が終了となるため、平成31年度からは第9次大槌町総合計画（以下「総合計画」という。）が復興計画の後継となります。

総合計画は、町の行政経営の基本方針を示す最上位計画として策定するものであり、町民憲章を踏まえ、町民と行政との協働により、持続可能なまちづくりに向けて着実に進んでいくための総合的な指針となるものです。

第2節 計画の構成と期間

総合計画は、下記のとおり、基本構想、基本計画及び実施計画により構成します。

1 計画の構成

- (1) 町の将来像を達成するための町行政の使命などを示し、基本計画及び実施計画の指針となる**基本構想**
- (2) 基本構想に基づき、町の基本的施策を定め、その主要課題、施策の展開方針などを明らかにする**基本計画**
- (3) 基本計画で定められた基本的施策について、具体的な事業の内容を明らかにする**実施計画**

以上3つで構成するものです。

2 計画の期間

区分	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
基本構想	基本構想（10年間）									
基本計画	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
実施計画	3年間単位で1年ごとのローリング									

第2章

計画の背景

第1節 大槌町の概要

1 位置と地勢

大槌町は三陸海岸のほぼ中央に位置し、西に北上山系を背負い、標高1,173mの白見山を最高とする標高700～1,000mの山嶺が西側の町境に連なり、標高610mの鯨山が沿岸部北側の町境となっています。

東は太平洋に接し、リアス式海岸によりV字型の大槌湾、船越湾によって屈曲に富んだ海岸線となっていますが、北上山系が海岸線まで伸びているため平野部の少ない地形となっています。

三陸の沖合は、黒潮(暖流)と親潮(寒流)、津軽暖流(暖流)の3つの海流が近接することによって、良好な漁場が形成され、「世界三大漁場」の一つである北西太平洋海域に含まれます。

主要河川は大槌川(12.5km)及び小槌川(11.8km)¹で互いに平行して北西から南東に流れ大槌湾に注いでいますが、大槌町の市街地はこれら両河川の河口部に発達し、その他の集落も両河川に沿って、または海岸沿いの狭い平地に形成されてきました。

¹ 岩手県「岩手県統計年鑑」(平成29年)

大槌町概略地図



2 沿革

大槌町には、縄文の時代から人々がこの地域で居住していたことが、夏本、赤浜の遺跡の発掘調査などによりうかがえます。

「大槌」は「オ・ツシ・ウツ・ペツ」（川尻にいつもトメをかける川）、「小槌」は「コ・ツテ」（窪んだ地にある山）、「吉里吉里」は「キリキリ」（白い砂）というアイヌ語が語源といわれています。

続く弥生・奈良・平安時代についても、当時の人々の住居跡が沢山遺跡などから発見・検出されており、夏本遺跡からは、奈良・平安時代の鍛冶工房跡や新潟県糸魚川市姫川上流でしか産出されない「翡翠」の垂飾りが発見されており、沿岸部の製鉄の歴史や日本海側地域との交流などが想像されます。

その後、室町時代の1334年には大槌氏が城山に居城を築いたとされており、以降、江戸時代の草創期頃まで、この地方は大槌氏による統治が続きました。大槌孫八郎は地方の名産である鮭を塩引き（新巻）にして江戸に送り、「南部鼻曲がり鮭」として人気を博したと伝えられています。

1618年に大槌氏が滅亡した後は、大槌代官所が現在の大槌町役場のあたりに設置

され、その後、明治時代に廃止されるまで、約240年間、この代官所体制が続きました。

この時代においては、吉里吉里(前川) 善兵衛が、海産物などの集荷と廻送事業により、地元の海産物や木材などを江戸・大阪などに送って経済流通させるという功績を上げています。

また、金沢金山の採掘・精錬の様子が、金沢の絵師、佐々木藍田が描いた絵巻などによって伝えられています。

明治5年(1872年)に大槌地方は岩手県の所属となり、明治22年(1889年)には、当時の大槌村、小槌村、吉里吉里村が合併して大槌町となりました(合併時の人口は6,315人、戸数1,338戸)。

大槌町の漁業は漁船漁業から、養殖漁業への転換と充実を進め、明治42年(1909年)には町営サケ・マス孵化場をつくり、以来、稚魚放流を続けて安定した採捕数の向上に努めています。

生産物と人の輸送に欠かせない交通について、鉄道では東北本線が青森まで開通した明治24年(1891年)から、山田・大槌間が開通した昭和13年(1938年)まで、長い年月を要しましたが、内陸への開通は町にとって大きな喜びだったと思われます。

昭和30年(1955年)には大槌町と金沢村との合併が行われました(合併時の人口は16,628人、戸数3,278戸)。

日本は戦後の高度成長期に入り、交通手段としての自動車時代が到来し、昭和47年(1972年)には岩手県沿岸に沿って走る国道45号が全線開通し、昭和50年(1975年)は金沢街道の土坂峠が自動車で行けるようになりました。

平成9年には大槌町で開催された「第17回全国豊かな海づくり大会」で、海と森の環境保全、作り育てる漁業の推進が宣言され、平成17年にはアメリカ・カリフォルニア州フォートブラッグ市と姉妹都市の締結調印式、平成21年には町制施行120周年を迎え、自立・共生・協働を目指す大槌町のさらなる発展を誓いました。

また、明治以降、大槌町は明治29年(1896年)の三陸大津波、昭和8年(1933年)の昭和三陸津波、昭和35年(1960年)のチリ地震により、その都度、大きな被害を受け、その度に町民が一体となって復興してまいりました。平成23年には東日本大震災津波により甚大な被害を受けましたが、今まさに復興に向け、町一丸となって新たな魅力のある町を目指し、取り組んでいます。

第2節 町を取り巻く社会動向

今後のまちづくりの指針となる計画を推進するためには、町を取り巻く社会潮流の大きな変動を常に的確にとらえ、幅広い視点での適切・迅速・柔軟な対応が求められています。

1 人口減少の加速化

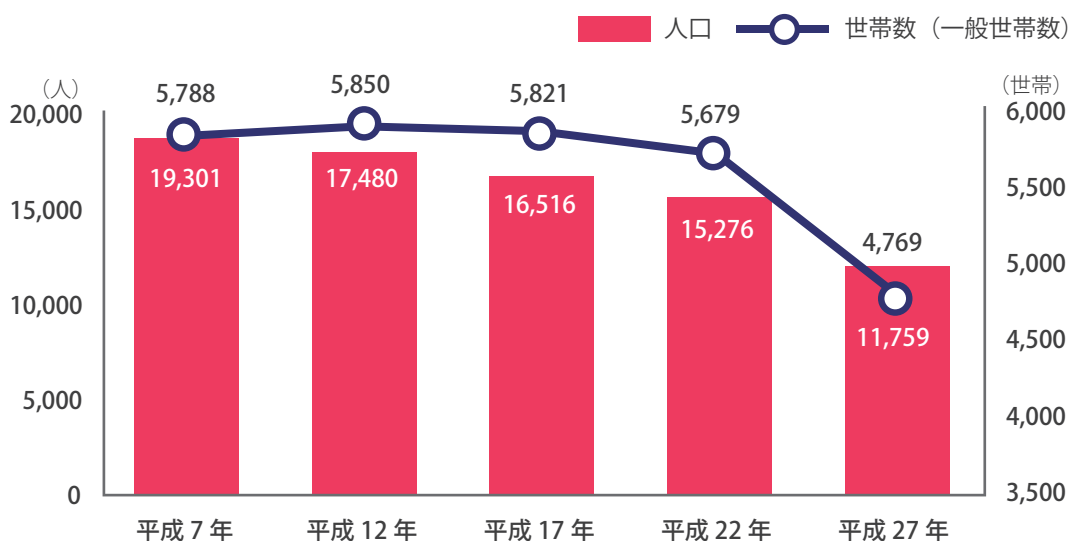
日本の人口は、平成29年11月時点で1億2,671万人となり、前年同月に比べ約22万人減少²し、総務省統計局は「平成23年から人口が継続して減少する社会が始まった」³としています。

大槌町の総人口は昭和54年の21,307人をピークに40年間減少を続けており、90年代前半頃から出生数よりも死亡数が多い「自然減」の状態となっています。

さらに、東日本大震災津波による甚大な被害を受けたことや、長引く避難生活が要因となり人口が大きく減少しています。平成27年10月1日時点の国勢調査によると総人口は11,759人で、平成22年の15,276人から3,517人(23.0%)減少し、県内市町村において最も高い減少率⁴となっています。

世帯数については、平成12年には最大の5,850世帯となりました。その後は減少に転じ、平成27年には4,769世帯となっています。

総人口と世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在) ※世帯数は「一般世帯数」を示す。

²総務省統計局「人口推計—平成30年4月報—」(平成29年11月1日現在 確定値)

³総務省『人口減少社会「元年」は、いつか?』(平成24年11月)

⁴平成22年から平成27年にかけての総人口の増減率は、岩手県で3.8%減少、被災市町村で8.3%減少となっている。なお、被災市町村とは、洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市の12市町村をいう。

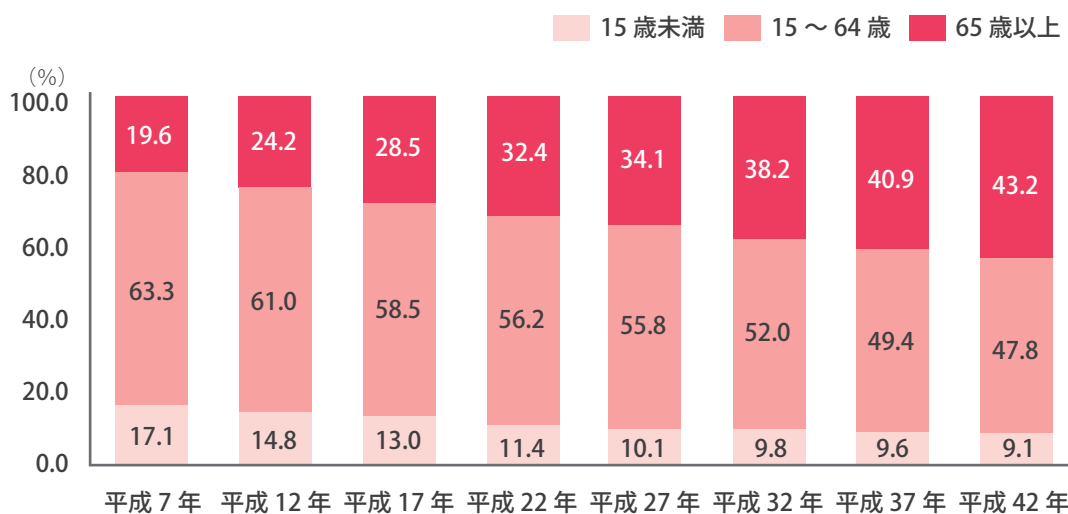
2 少子高齢化の進展

日本は OECD⁵諸国の中で最も少子高齢化が進んでおり、世界中のどの国も経験したことがない速度で少子化・高齢化が進行しています。平成28年10月時点の日本は、65歳以上の人口割合である高齢化率が27.3%で平成42年には31.8%に上昇⁶すると見込まれています。

大槌町の高齢化率は平成27年には34.1%⁷で、平成42年には43.2%⁸となり、高齢化が今後も進行することが予想されています。なお、大槌町の高齢化率(34.1%)は岩手県の30.2%、全国の26.6%よりも高い数値となっています。

一方で、大槌町の15歳未満の年少人口割合は10.1%⁷で、岩手県の11.9%⁷、全国の12.6%⁷よりも低い状況にあります。また、平成42年には9.1%⁸となり少子化が進行すると予想されています。

3 区分人口割合の推移



資料：平成27年までは総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

平成32年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年3月推計）

⁵ OECD: 「Organisation for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構」の略であり、先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、「経済成長」「貿易自由化」「途上国支援」に貢献することを目的としている組織である。

⁶ 内閣府「平成29年版高齢社会白書」第1章第1節高齢化の状況

⁷ 総務省「国勢調査」（平成27年10月1日現在）

⁸ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年3月推計）

3 産業・就業構造の変化

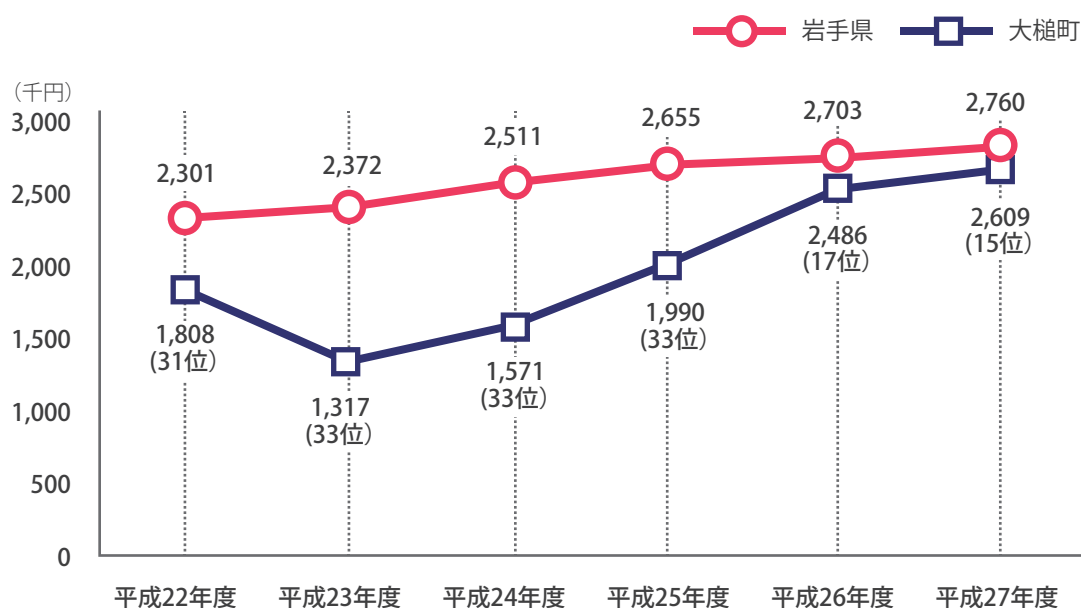
(1) 町民所得

一人当たり市町村民所得⁹について、震災前には1,800千円から1,900千円程度を維持してきましたが、東日本大震災津波が発生した平成23年度には急激に落ち込み1,300千円台となりました。県内33市町村における一人当たりの市町村民所得の順位も、震災後の平成23年度から平成25年度までの3年間は大槌町が最下位となっています。

しかし平成26年度以降は、一人当たり市町村民所得の金額、順位共に震災前を上回っています。町内の被災事業者の事業再開や復興事業による雇用創出等が要因と考えられます。

また、平成26年度の前年比では県内最大の伸び率となり、平成27年度には県内順位も15位まで上昇し、復興とともに町民所得は順調に向上しています。

一人当たりの市町村民所得と県内順位の推移



資料：岩手県政策地域部「岩手県市町村民経済計算年報」

内閣府「県民経済計算」

※括弧内の数字は、岩手県内33市町村における「一人当たり市町村民所得」の県内順位を示す。

⁹一人当たり市町村民所得：市町村内居住者(市町村民)が1年間携わった生産活動によって発生した純付加価値が、市町村民に対して、生産要素を提供した対価として、賃金(雇用者報酬)、利潤(企業所得)、利子・配当(財産所得)などの総額を人口で除したもの。個人に分配される所得(雇用者報酬、財産所得等)のほかに、民間法人企業所得や公的企業所得、政府の財産所得等が含まれている。

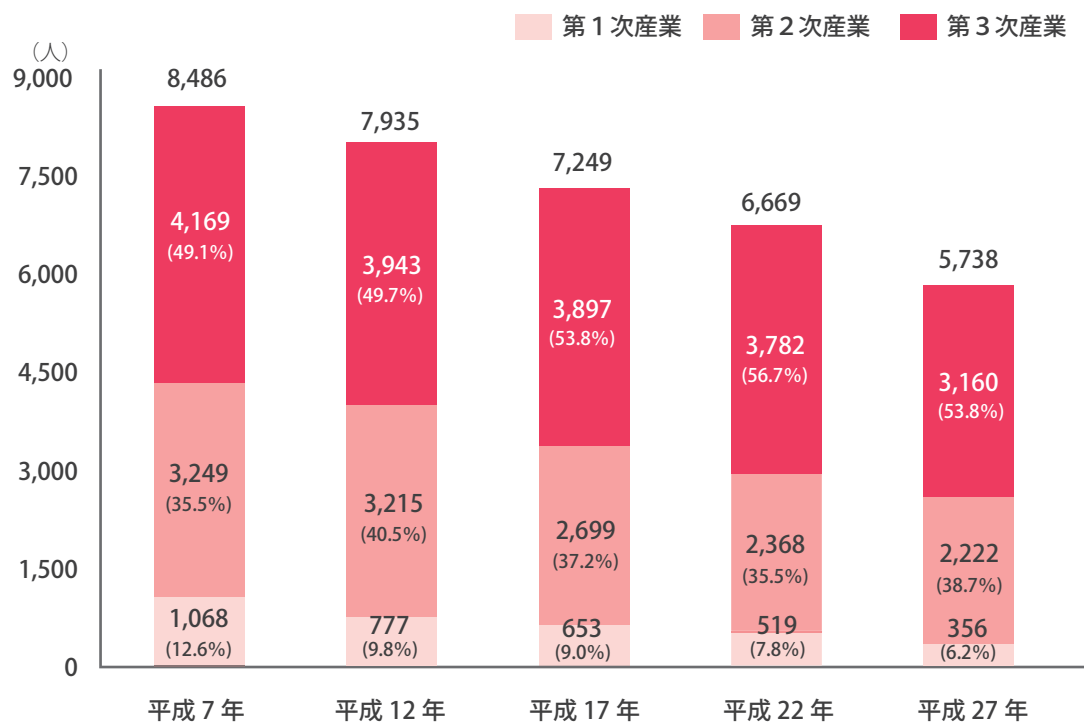
(2) 就業人口

大槌町の就業人口¹⁰は、総人口の減少と共に減少を続けており、平成27年は5,738人となっています。

第1次産業と第2次産業の就業人口は減少傾向にあります。第3次産業は平成12年までは4,000人前後と横ばい傾向にありましたが、その後は減少し、特に東日本大震災津波によって事業所等が減少したことに伴い、平成27年には3,160人にまで減少しています。

就業人口の割合を比較すると、第1次産業は継続して減少し、平成7年と平成27年を比べると6.4ポイント減少しているのに対して、第3次産業は4.7ポイント増加しています。国内全体における就業構造の変化が、大槌町においても同様に起きていると考えられます。第2次産業は多少の増減を繰り返していますが、平成22年から平成27年には3.2ポイント増加しています。復興事業の本格化により、建設業の就業人口が増加したためと考えられます。

産業別就業人口・割合の推移

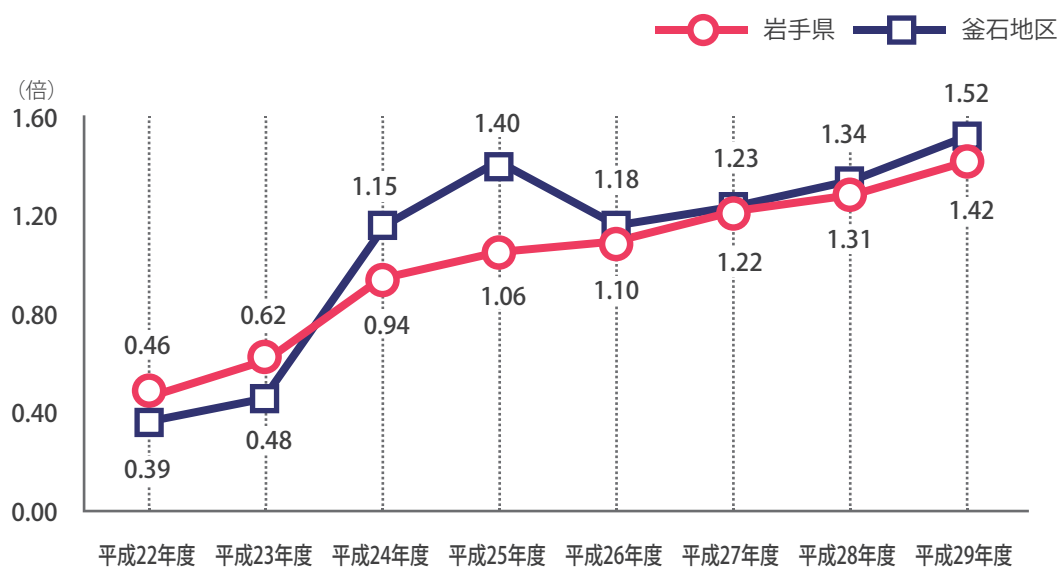


資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

(3) 有効求人倍率

大槌町を含む釜石地区では、平成22年度の有効求人倍率¹¹が0.39倍ですが、東日本大震災津波があった平成23年度以降は、平成25年度まで継続的に増加傾向にあり、1.40倍まで増加しています。その後一度落ち込みますが、継続的に1倍以上となっており、平成29年度には1.52倍で平成22年度から1.13ポイント増加しています。上昇の要因として、復興事業の本格化による求人数の増加や、有効求職者数の減少が影響しているためと考えられます。また、被災地全体を通して食料品製造業(水産加工業)の雇用者数が震災前の水準まで回復していない状況にあり、雇用のミスマッチが生じていると推察されます。

有効求人倍率の推移



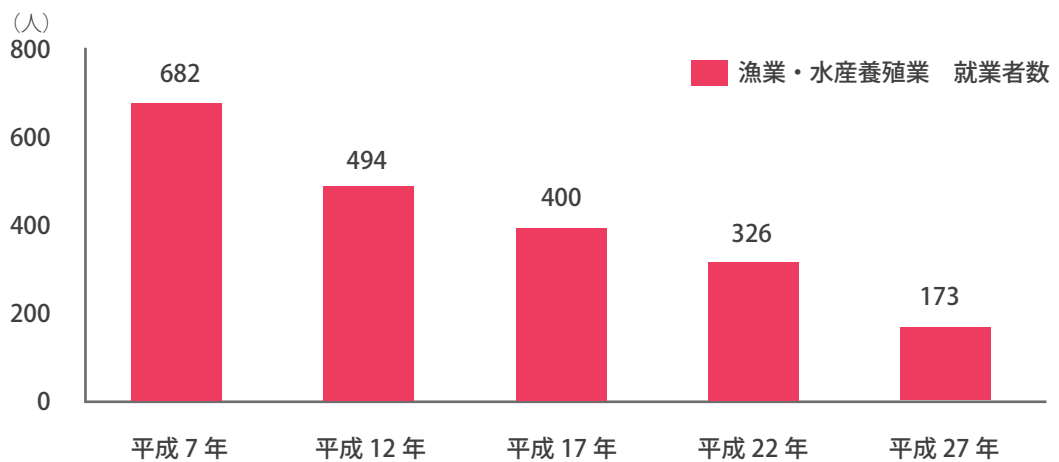
¹¹ 有効求人倍率:求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得た数値である。

(4) 水産業

大槌町内での漁業・水産養殖業従事者数は減少傾向が続いていた中、震災の影響で減少が加速し、平成27年には173人となり、平成7年の682人と比較して25%程度となっています。

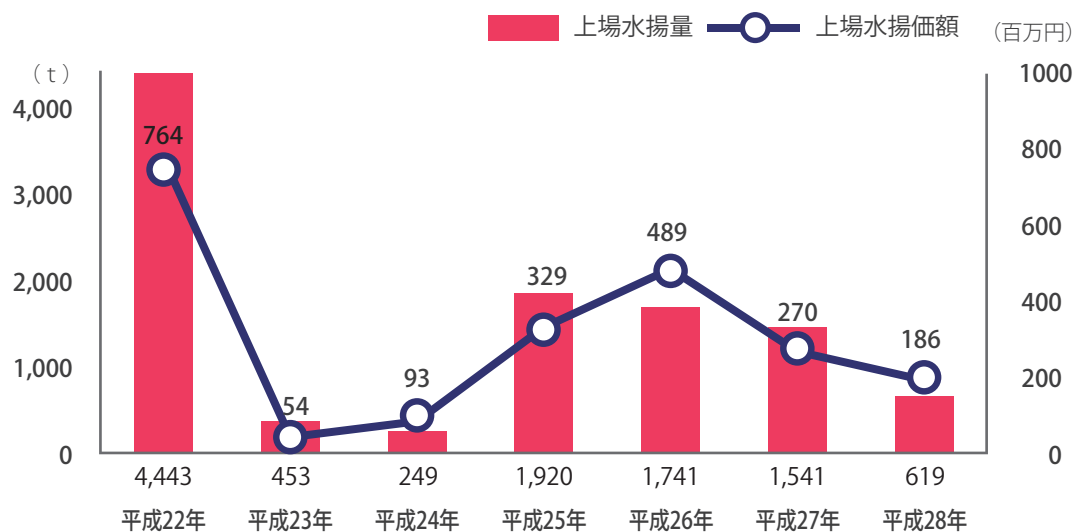
また、上場水揚量¹²は東日本大震災津波以前には4,443 t ありましたが、その後は減少しています。平成25年は平成24年の7倍の水揚量(1,920 t)、3倍の水揚価格(329百万円)でしたが、近年は再び減少し、平成28年の水揚量は619 t となっています。

漁業・水産養殖業 就業者数の推移



資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

上場水揚量と価格の推移



資料：水産庁「水産物流調査」(各年1月1日から12月31日まで)、平成28年は速報値

¹² 上場水揚量：岩手県「水産全般用語集」より、漁港等に水揚された水産物のうち、産地卸売市場に上場され、せり、入札、または相対等で取引された数量をいう。

品目別上場水揚量は東日本大震災津波を契機にいずれの品目においても大幅に減少しています。震災後、回復の兆しを示す品目はありますが、いずれも安定した水揚量は確保できていません。

大槌町の代表的な品目であるさけ類については、平成26年まで回復傾向にありましたが、平成27年からは再度減少しています。水産庁や岩手県水産技術センターは、海水温の上昇や生息環境の変化等を想定される原因として挙げていますが、調査・研究が進められているところであり明確にはなっていません。

品目別上場水揚量の推移（t）

品目	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
さけ類(生)	1,038	55	161	624	838	278	185
さば類	778	28	37	137	57	339	93
ぶり類	314	78	12	54	97	78	46
まいわし	17	0	0	34	222	131	30
するめいか(生)	175	10	15	64	133	36	11

資料：水産庁「水産物流通調査」（各年1月1日から12月31日まで）平成28年は速報値
 ※品目については全108種のうち、平成28年における上場水揚げ量の上位5品目を抽出した。



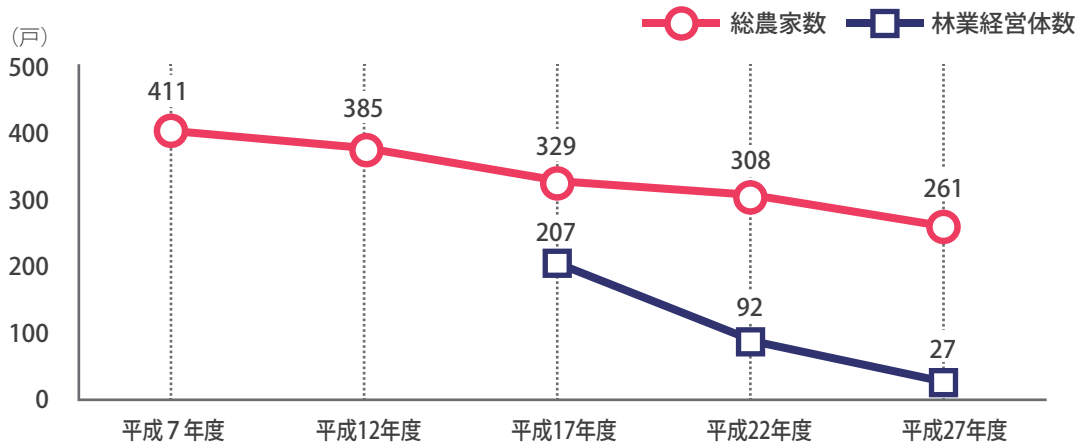
大槌漁港の様子

(5) 農林業

大槌町内での農家数、林業経営体数は減少傾向にあり、平成27年における農家数は平成7年と比較して150戸(36.4%)減少、林業経営体数は平成17年と比較して180戸(87.0%)減少しています。従事者の高齢化や就業構造の変化によるものと考えられます。

大槌町内での農業産出額¹³は、平成25年から平成28年にかけて50百万円(20.8%)増加しています。農地の復旧や除染作業の進行による牧草地の開放等が要因の一つと考えられます。なお、「耕種」では米が、「畜産」では肉用牛がそれぞれ5割程度を占めています。

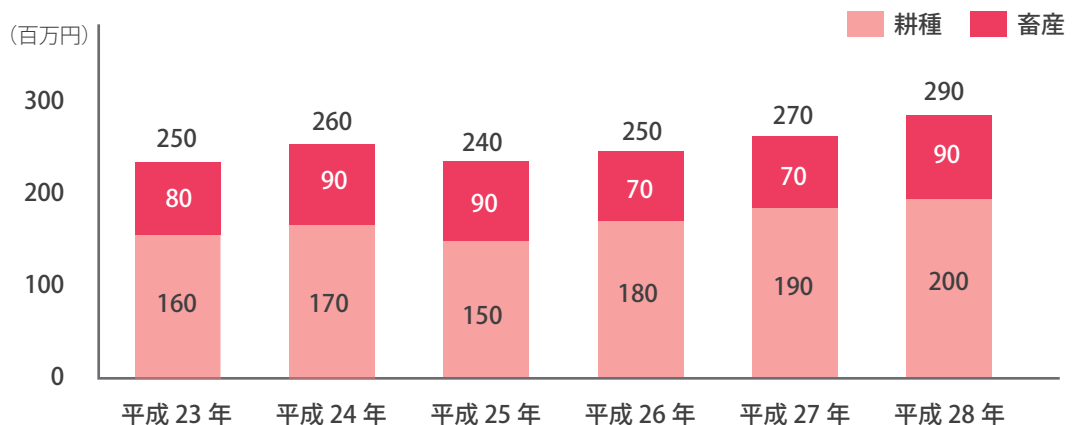
農家数、林業経営体数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」(各年2月1日現在)

※林業経営体は保有山林の面積が3ha以上で林業を営む者等を示す。平成17年からの調査のため、平成7年及び平成12年のデータはなし。

農業産出額の推移



資料：平成25年までは東北農政局「被災市町村別農業産出額」

平成26年以降は農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」

※合計と内訳が一致しないのは、表示単位未満を四捨五入しているためである。

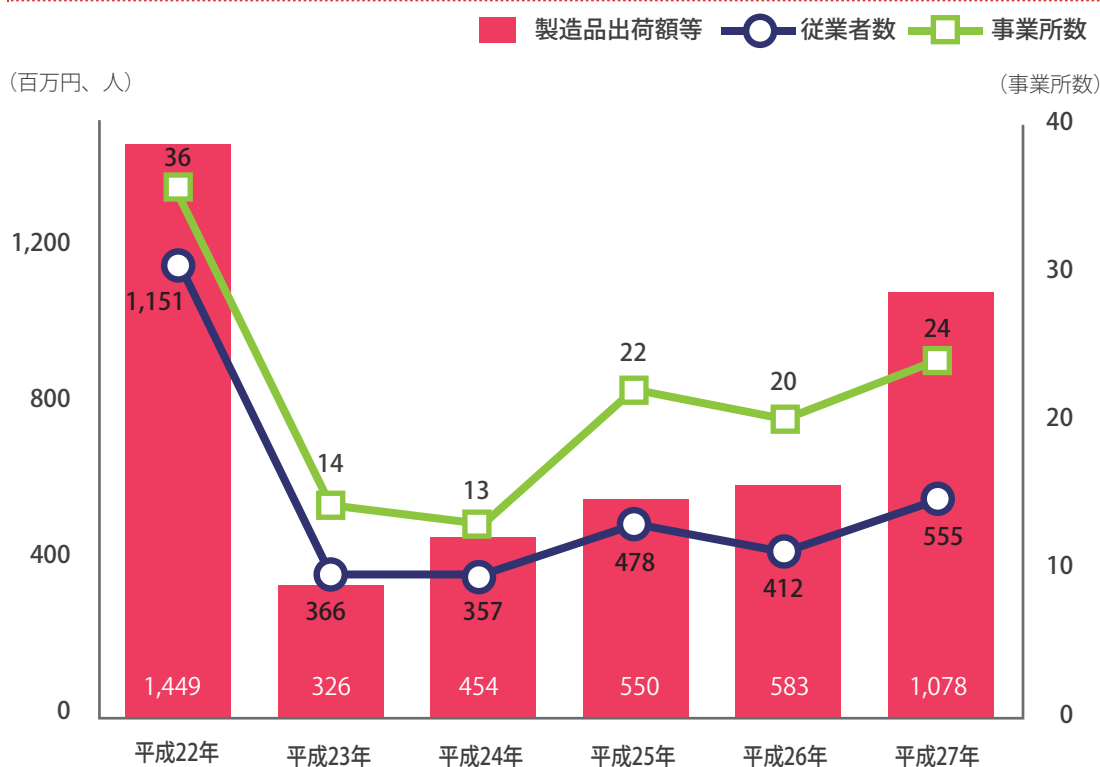
¹³ 農業産出額：耕種の内訳には、米・野菜・花き等が、畜産の内訳には、肉用牛・乳用牛等が含まれる。

(6) 工業

東日本大震災津波が発生した平成23年は、平成22年と比較して事業所数は22事業所(61.1%)減少、従業者数は785人(68.2%)減少、製造品出荷額等は1,123百万円(77.5%)減少となっています。

その後は徐々に増加をしており、平成27年には事業所数は24事業所、従業者数は555人、製造品出荷額等1,078百万円となっています。特に製造品出荷額は、前年に比べて495百万円(185%)増加となっています。町内の被災事業者の本格的な事業再開や誘致企業の稼働が要因の一つと考えられます。平成22年と比較すると、事業所数は12事業所(33.3%)の減少、従業者数は596人(51.8%)の減少、製造品出荷額等は371百万円(25.6%)の減少となっていますが、徐々に東日本大震災津波前の水準に戻ってきています。

製造品出荷額等・従業者数・事業所数の推移



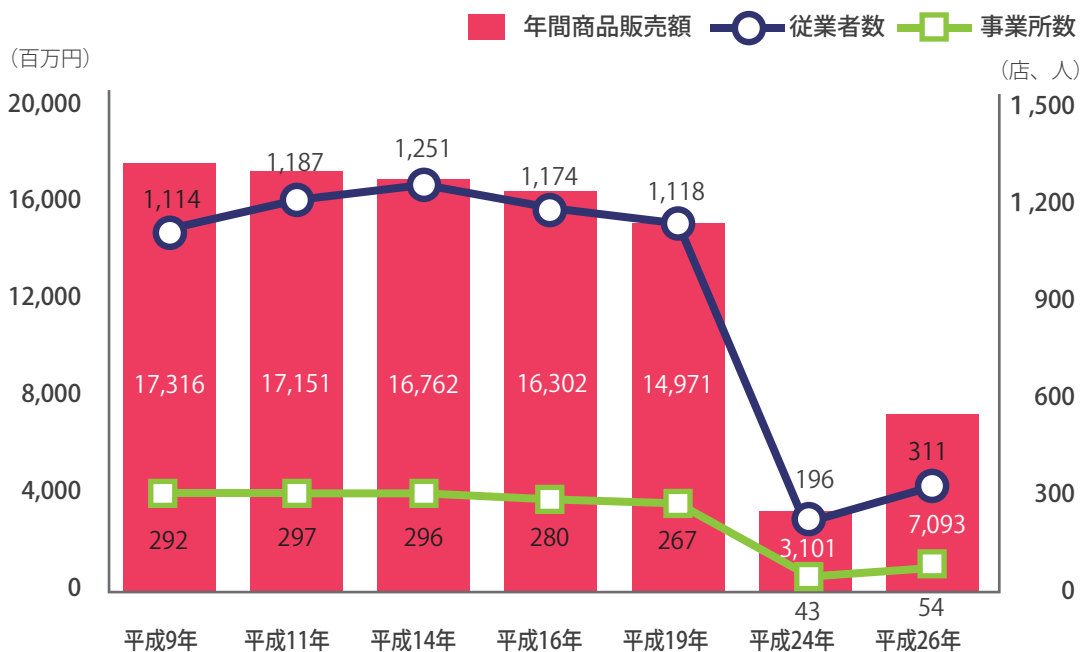
資料：岩手県調査統計課「工業統計調査結果報告書」、「岩手県の工業（確報）」、「経済センサス-活動調査産業別集計（製造業）報告書」（平成27年の「事業所数」及び「従業者数」の項目は平成28年6月1日現在、その他は各年12月31日現在の数値である。）
 ※4人以上の事業所を対象とした調査結果

(7) 商業

事業所数は平成9年から平成11年まで5店(1.7%)増加、従業者数は平成9年から平成14年まで137人(12.3%)増加しましたが、それ以降は減少しています。年間商品販売額は平成19年まで継続して減少傾向にありました。東日本大震災津波発生後の平成24年は、平成19年と比較して事業所数は224店(83.9%)の減少、従業者数は922人(82.5%)の減少、年間商品販売額は11,870百万円(79.3%)の減少となっています。

平成26年には、平成24年から増加して事業所数54店、従業者数311人、年間商品販売額7,093百万円となっています。町内の被災事業者の本格的な事業再開や、復興事業関係者などによる町内商品の消費量増加が要因の一つであると考えられます。平成19年と比較すると、事業所数213店(79.8%)の減少、従業者数807人(72.2%)の減少、年間商品販売額7,878百万円(52.6%)の減少となっていますが、徐々に東日本大震災津波前の水準に戻ってきています。

年間商品販売額・事業所数・従業者数の推移

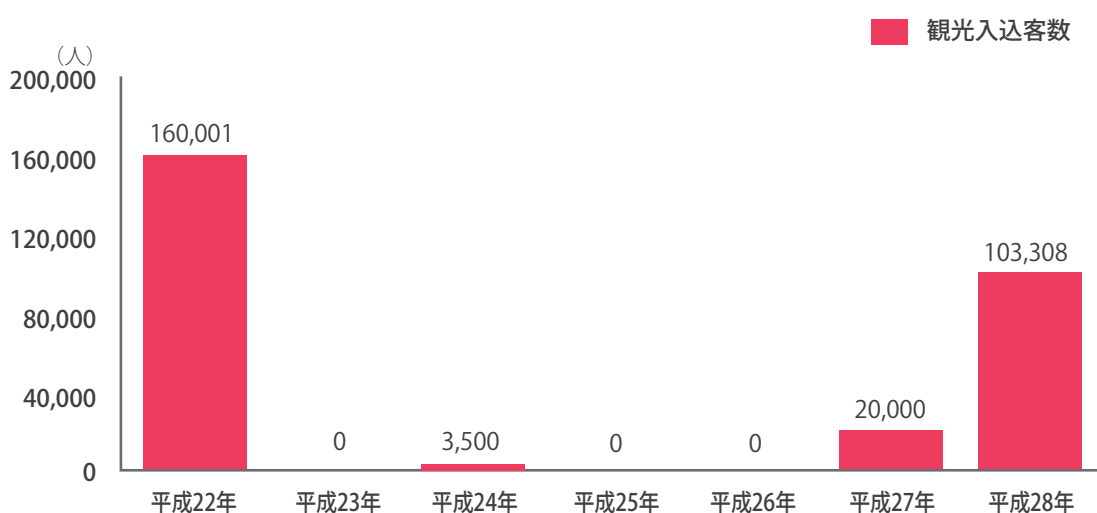


資料：平成9年から平成19年までは岩手県「商業統計調査報告書」(平成11年は7月1日現在、それ以外は各年6月1日現在)、平成24年は総務省・経済産業省「平成24年経済センサスー活動調査」(平成24年2月1日現在)、平成26年は経済産業省「平成26年商業統計」(平成26年7月1日現在)

(8) 観光

平成19年までは20万人以上の観光入込客数¹⁴がありましたが、人口減少や旅行者のニーズや旅行スタイルの多様化などに伴って年々減少傾向にあり、平成22年は160,001人まで減少していました。こうした中で、平成23年3月11日、東日本大震災津波が発生し、町の観光資源や宿泊施設等も甚大な被害を受け、観光客は激減しましたが、地域住民と連携した民間イベントなど観光関係者の努力もあり、徐々に観光客の入込は回復傾向にあり、平成28年には103,308人まで回復しています。

観光入込客数の推移



資料：岩手県「岩手県観光統計概要」

※観光庁の共通基準に基づき、平成27年度に観光入込客数は、年度表記から暦年表記に変更となったことから、平成26年度以前についても暦年表記とした。



鮭祭りの鮭つかみ取り体験

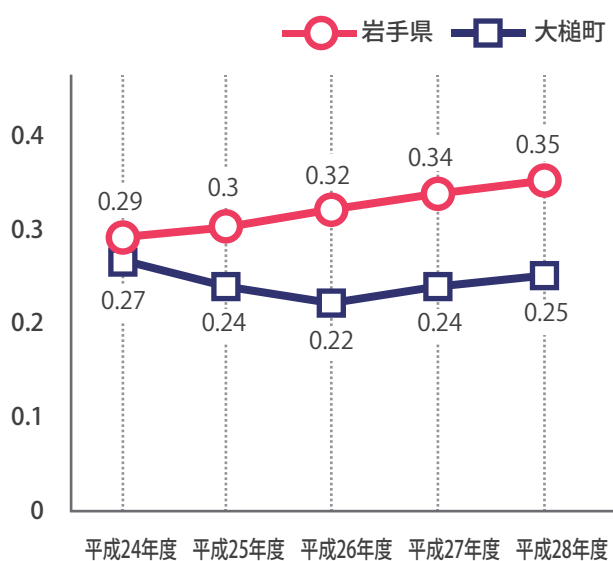
¹⁴ 観光入込客数：入込客数の集計については、「前年の入込客数が年間1万人以上の観光施設等」、もしくは「前年の特定月の入込客数が5千人以上のイベント」を満たす場合に対象となる。また、年度途中で、条件を満たすこととなった場合には、該当する四半期から集計対象として追加となる。平成24年の3,500人については、前年の平成23年が集計不能により、平成22年を前年扱いとしており、入込客数が5千人以上であることから、平成24年は集計対象となっている。なお、平成25年、平成26年は、前年が5千人以下であることから入込客数の集計対象とはならない。

4 財政状況

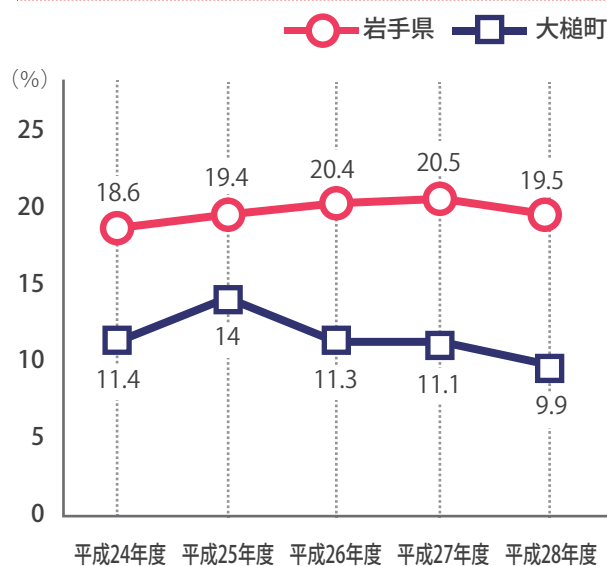
平成28年度の大槌町の財政における健全化判断比率¹⁵はいずれの指標も国の基準を下回っており健全な範囲内にありますが、町の財政力指数¹⁶は0.25と県平均の0.35を大きく下回っており財政基盤の脆弱さを示しています。今後はさらなる人口減少が見込まれるため、住民税等の自主財源が低下する可能性が高いと言えます。

一方、一般財源¹⁷の規模に対する公債費¹⁸の割合を示す実質公債比率¹⁹は継続して減少傾向にあり、平成28年度は9.9%と県の19.5%を下回っています。しかし、震災後に各公共施設の災害復旧事業や環境整備事業等で町債の新規発行が増加しているため、将来的に元利償還金²⁰が増加する可能性があります。

財政力指数の推移



実質公債費率の推移



資料：大槌町は岩手県「県内市町村の財政状況資料集」
岩手県は総務省「決算財政状況資料集」

¹⁵ 健全化判断比率：地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めている。

¹⁶ 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値である。

¹⁷ 一般財源：用途に指定が無く、国や地方自治体が自由に使える財源である。

¹⁸ 公債費：公債の返却や利子の支払いに要する経費である。

¹⁹ 実質公債比率：率地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

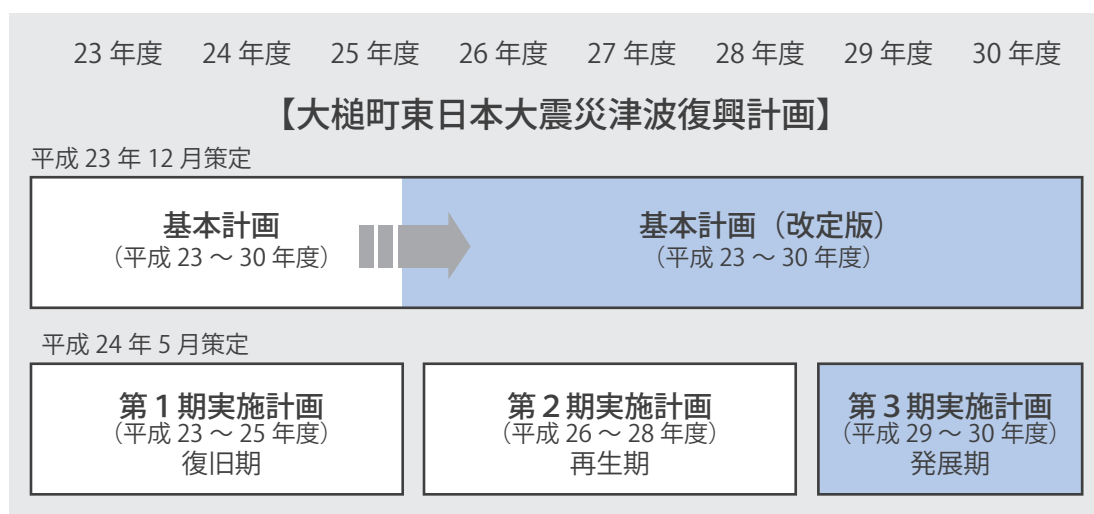
²⁰ 元利償還金：元金と利子を合わせた返済金であり、地方債の償還金に当たる。

5 復興状況

平成23年3月11日、三陸沖を震源とした東日本大震災による大津波が大槌町を襲い、津波浸水面積²¹では4平方キロメートルにおよび、これにより多くの尊い命が失われ、死者・行方不明者(震災関連死を含む)は町の人口の約8.0%に当たる1,286人に上りました。また、4,375棟の家屋が被害を受けるとともに、産業関連施設と公共施設合わせて約796億円の被害額に上りました。

避難者は町内38ヶ所の避難所に身を寄せ、平成23年8月には48団地2,106戸の応急仮設住宅での生活に移行しました。平成23年9月に町民の暮らしの安定・向上を図ることを目標とした「大槌町災害復興基本条例」を制定しました。この条例を基に、各地域の復興協議会(町内10地域)から挙げられたまちづくりの方向性を尊重し、住民との合意形成を図りながら平成23年12月に復興計画を策定しました。

復興計画の構成

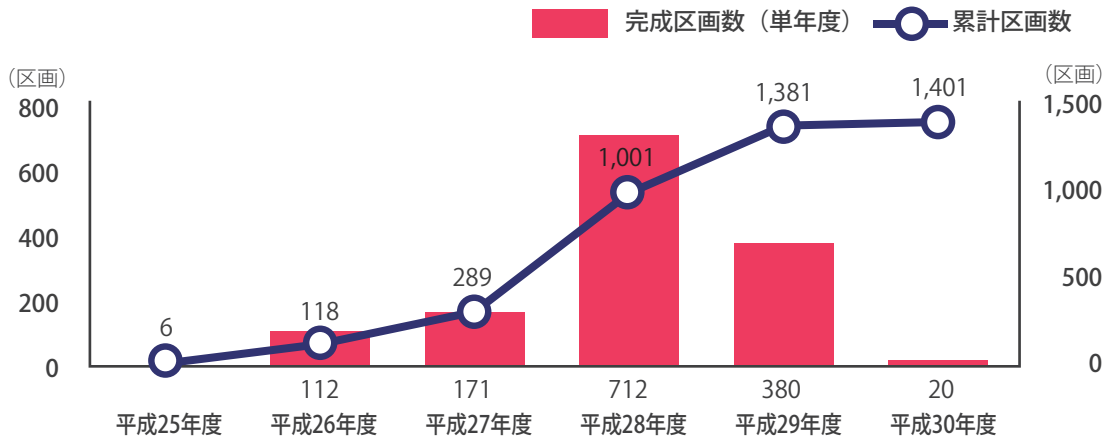


※平成30年度は基本計画(改訂版)・第3期実施計画の最終年度である

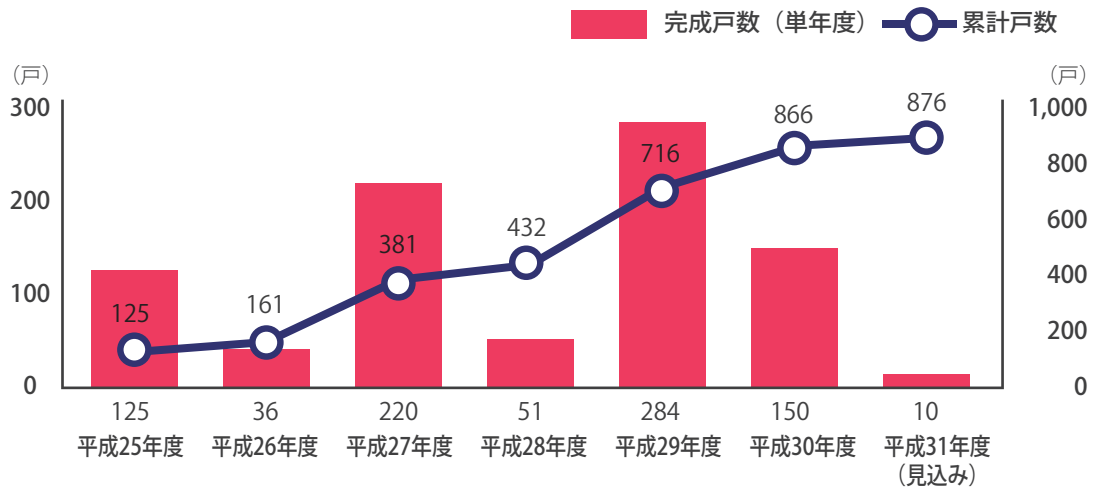
その後、平成26年3月に復興計画(改訂版)が策定され、町民の生活を支えるための4つの生活基盤(経済産業基盤、社会生活基盤、教育環境基盤、空間環境基盤)を設定し、分野ごとに基本方針、基本戦略等をまとめました。計画に従って区画整理事業等や災害公営住宅等の復興事業が進み、同時に応急仮設住宅の入居戸数も減少してきました。

²¹ 国土地理院「平成23年東北地方太平洋沖地震市区町村別津波浸水範囲の土地利用別面積」

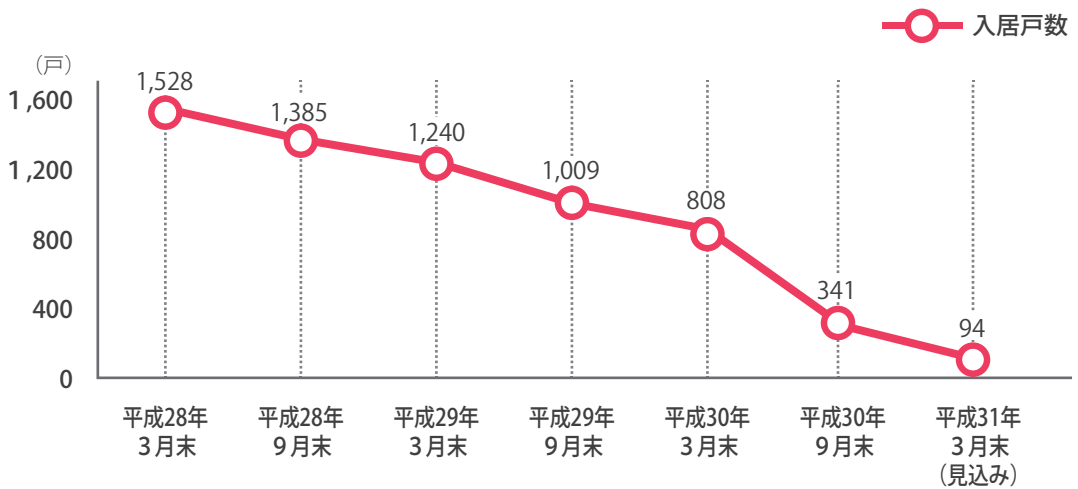
区画整理事業等整備区画数（単年度）と累計区画数の推移



災害公営住宅完成戸数（単年度）と累計戸数の推移



応急仮設住宅入居戸数の推移



資料：大槌町「復興レポート」

東日本大震災津波から8年が経過する平成30年度末には、復興計画の計画期間が終了を迎えることになります。計画期間中は、町民の暮らしの再建と共に、「源水大橋」、「大槌学園」、「大槌町文化交流センター」、「(仮称)三枚堂大ケロトンネル」、「大槌駅観光交流施設」等の各種公共・公益施設や、復興を先導する拠点となる「復興拠点エリア」の整備が進んできました。復興道路、水門、防潮堤は建設中です。このように基盤整備の進捗にあわせ生活再建が進む中、復興事業の本格化や全国的な景気回復に伴う建設需要の増加等により、建築費や労務費、資材費等が高騰し、住宅再建費用の増大につながっています。

平成31年度以降は、復興計画の後継である総合計画で引き続き復興に向けた切れ目のない取組みが必要とされています。



源水大橋
(平成28年3月25日 開通)



大槌学園
(平成28年9月26日 開校)



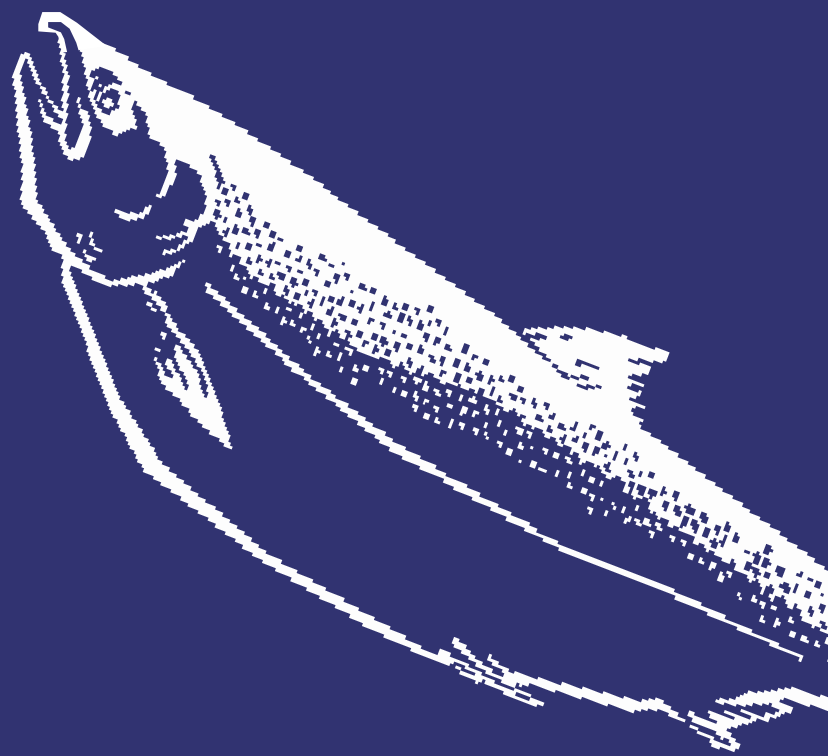
大槌町文化交流センター
(平成30年6月10日 開館)



大槌駅観光交流施設
(平成31年1月31日 竣工)

第2部 基本構想

基本構想は、町の将来像とそれを達成するための町行政の使命などを示し、基本計画及び実施計画の指針となるもので、期間は平成31年度から10箇年です。



第1章

町の将来像

第1節 まちづくりの基本理念

大槌町では、東日本大震災津波による被害からの復旧・復興に今後も取り組む中で、重要課題である人口減少の加速化や少子高齢化の進展など、社会情勢の変化にも対応していく必要があります。

これまで取り組んできた魅力あるまちづくりをさらに進め、大槌町独自のにぎわいを創出するとともに、人との繋がりを大切にしたい誰もが安心して暮らせるまちを目指していきます。

そのためにも、町民一人ひとりがお互いを大切に、育て合い、新たな視点で地域の魅力を創造するとともに、生活の基盤となる産業の活性化を最優先に進めていきます。

さらに、着実な復興に向け社会生活、教育文化、空間環境に関する施策を効率的・効果的に実践していきます。

また、豊かな自然、先人たちが磨いてきた文化を感じることで、大槌町で生活することに誇りを持つ価値観を醸成していきます。

これらを踏まえ、今後10年間に進めるまちづくりの基本理念として次のように定めます。

魅力ある人を育て

新しい価値を創造し続けるまち大槌

1 町民アンケート調査結果から見る「町民が望むまちづくり」

町民アンケート結果(平成30年5月実施)では、重要度は高い一方で、満足度が低い施策として、「就労の場の確保」、「緊急時の医療体制の充実」、「地域医療の充実」、「産業の後継者の育成」、「水産業の振興」との回答が上位を占めています。また、重要度も満足度も高い施策としては、「防災対策」、「子どもの教育環境」、「治安維持」、「青少年の健全育成」、「震災伝承の推進」が上位に挙げられています。

調査結果の全体的な傾向として、生業・仕事における安心、健康・医療における安心が町民の望むまちづくりとして推察できます。

2 町の将来像

町を取り巻く社会動向、町民アンケート調査結果などから町の将来像を次の5つの視点から示します。

(1) 産業・観光

地域性を活かした町内産業の育成と経営の持続性の確保により、誰もが安心と希望を実感できる雇用の場が確保され、所得が向上しています。

また、地域資源に磨きをかけることにより、町民自身が町の魅力を感じると共に観光客が何度も訪れる町になっています。

(2) 健康・福祉

全ての町民が安心して自分らしく暮らせる保健・医療・福祉等のサービスを維持するとともに、住民同士で支え合える環境づくりを推進することで、子育てがしやすく誰もが元気に安心して暮らせる健康寿命の長い町となっています。

(3) 教育・文化

地域に支えられた総合的な教育の充実により、子どもたちが郷土に愛着を持ち、地域の伝統文化を受け継ぎながら、心豊かに育っています。

また、地域の生涯学習環境・体制の充実により、誰もが豊かな学びにより創造力を高め、人材育成や地域づくりに積極的に取り組む町となっています。

(4) 安全・快適

官民一体となった地域防災力が向上し、津波や台風などの災害に強い安全な町を築いています。

また、自然環境の保全に努め、再生可能エネルギーの積極的な利活用とごみの減量化の推進などにより、自然と調和した快適な住環境の町となっています。

(5) 地域振興・行財政運営

コミュニティの活性化が図られており、誰もが助け合い、支え合って暮らすことができる町を築いています。

高齢化に伴う支出の増加と人口減少に伴う税収の減少に対し、町民、団体、事業者、行政など町全体が相互に協働し、それぞれの資源や人材を出し合って創意工夫しながら、成果を重視した効率的な行財政運営を積極的に取組む町となっています。



子どもたちが遊ぶ御社地公園と大槌町文化交流センター

第2節 まちづくりの基本方針

「まちづくりの基本理念」、「町の将来像」を実現するため、大槌の未来を切り拓く基本方針を分野別に以下の通り定め、取組んでいきます。

基本方針

1

産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり

基本方針

2

健康でぬくもりのあるまちづくり

基本方針

3

学びがふるさとを育てふるさとが学びを育てるまちづくり

基本方針

4

安全性と快適性を高めるまちづくり

基本方針

5

将来を見据えた持続可能なまちづくり

基本方針

6

未来につなげる着実な復興まちづくり

1 基本方針 1

産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり

- 多くの人や企業を大槌に呼び込み、働く世代が未来への期待を抱き、企業が特徴を活かしつつ発展していくことにより、持続的に成長・発展できるまちを目指していきます。
- 三陸の豊かな自然が生み出す資源を活用した、付加価値の高い生産物の開発や加工・販売を行う地元企業への支援などを通じ、地域産業の活性化に努めます。
- 地域の特性を活かした起業の促進や雇用を創出する施策を進めるため、意欲ある起業人材の確保・育成や、企業誘致を推進します。
- 生産性向上、販路拡大などの取組みを通じ、それぞれの産業の魅力を高め、地域経済の好循環を図ることにより安定した収入の確保につなげます。
- 町で生まれ育った若者などの定住と農林水産業の担い手育成に取り組めます。
- 地域の観光名所の観光スポット化と効果的な宣伝広報、町の自然や味覚を楽しむ体験型観光²²の充実による観光客の増加を図ります。

基本施策

(1) おおつちの自然を活かし、継承する一次産業の実現

(2) 働きやすく、骨太なおおつちの商工業の推進

(3) おおつちらしい観光物産戦略の展開

2

基本方針2

健康でぬくもりのあるまちづくり

- 全ての町民が、生涯を通じて健康で質の高い生活を送ることができるよう、効果的な保健事業を展開するとともに、町民の主体的な健康づくりの取組を支援し、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を図ります。
- 地域ぐるみで子どもの成長に応じた子育てができるよう、保育事業などの充実を図り、安心して生み育てることができる環境づくりに取り組みます。
- 高齢者を取り巻く環境は複雑化しているため、様々な問題・相談などに対応する体制を整備します。また、高齢者が住み慣れた地域のぬくもりを感じながら安心して生活を継続できるように介護・高齢者施策の充実を図ります。
- 社会福祉においては、住民相互の支え合いによる福祉コミュニティの確立及び障がい者の社会参加などによる自立の促進、地域での生活への支援策を強化します。
- 地域医療・救急医療体制の充実においては、医療機関・関係機関との密接な連携により、町民の命を守るシステムの構築を進めます。

基本施策

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 子育て環境の充実
- (3) 健康づくりの推進
- (4) 高齢者支援の推進
- (5) 障がい福祉の推進
- (6) 医療の充実

3 基本方針3

学びがふるさとを育て ふるさとが学びを育てるまちづくり

- 機能的な学校教育環境整備の充実、地域と学校の教育力を高める各々の特性の発揮と連携による教育振興の推進を図ります。
- 生涯学習などを通じた町民相互の交流拡大や地域の連帯感の向上、高度情報化が進む現代社会・国際社会を生き抜く知恵や技能の習得による創造性にあふれた心豊かな人材育成に取り組めます。
- 町民を主体とする行政・民間・学校の連携により、地域の貴重な伝統文化の保存・継承や、個性に誇りを持った特色ある地域活動の進展に努めます。
- 度重なる自然災害の脅威と、町民がたゆまぬ努力によって培ってきた町の復興と発展の軌跡を、防災教育や震災アーカイブ²³等を通じて次世代に引き継いでいきます。

基本施策

- (1) 生涯を通してつながる学びの推進
- (2) 地域へと広がる魅力的な学びの場づくり
- (3) 町民の学習活動の推進
- (4) 学ぶ環境の整備
- (5) 震災伝承による防災文化の醸成

4

基本方針 4

安全性と快適性を高めるまちづくり

- 町内全域での自主防災組織の活動などを通じ、町民の防災に対する知識の普及拡大を図ります。また、地域の実態に即した計画を基に、要支援者の避難・救助の体制、被害を最小限に食い止める社会基盤の構築に努めます。
- 再生可能エネルギー、省資源・リサイクル活動など、地域の環境保全や美化活動に対する住民意識高揚を促進します。また、快適な生活環境を維持・増進するため、誰もが利用可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保されるよう、十分な環境整備の充実を図ります。
- まちの骨格形成や交流を支えるとともに、緊急車輛が通行し災害時の避難路となる幹線などの道路や、水害を防ぐ排水路の整備など、安全な町をつくる社会基盤整備を推進します。

基本施策

- (1) 災害に強いまちづくりの推進
- (2) 良質な自然環境の保全と環境衛生の向上
- (3) 快適な住環境の実現
- (4) 利便性の高い交通ネットワークの整備

5 基本方針 5

将来を見据えた持続可能なまちづくり

- 自治会などを通じて、町の状況を常に町民が理解し、主体的にまちづくりに参画するとともに、より効率的、効果的に施策を展開し、行政と町民との協働による地域・行政経営の確立に取り組めます。
- 住民団体などのネットワークの構築による地域の交流機会の増加、ボランティア活動などへの町民参加の促進、地域活動への支援などによる町民と行政の連携の円滑化とまちづくり活動の活性化に努めます。
- UI ターン希望者に対する相談支援・情報提供機能を充実させるとともに、地域コミュニティにおける受入機運の醸成や移住者同士の交流を促進するなど、UIターン者の受入環境整備を推進します。
- 人口減少や復興事業の終息等により厳しい財政状況が見込まれ、身の丈に合った人員体制や予算編成を余儀なくされる中、行政評価や職員の人材育成等により、効果的・効率的な業務の執行を図ります。

基本施策

(1) 協働による地域・まちづくりの推進

(2) 健全な財政運営の推進

(3) 成果を重視した行政運営の構築

6 基本方針6

未来につなげる着実な復興まちづくり

- 総合計画の基本計画においては、前に掲げた5つの基本方針のほかに、復興計画に掲げた基本方針を継承した6つ目の基本方針を設けます。
- 大槌町の魅力を高め、生活の再建とにぎわいの再生を実現するとともに、東日本大震災津波の記憶と記録を後世に継承するために、国、県や沿岸市町村等と一体となって復興に向けた切れ目のない取組を着実に進めていきます。

基本施策

- (1) 事業者の本設再建と産業の再生
(経済産業基盤)
- (2) 支え合い誰もが暮らし続けられる地域社会づくり
(社会生活基盤)
- (3) 未来の大槌人の育成 / 文化の再生と知の継承
(教育文化基盤)
- (4) 魅力ある持続可能なまちづくり / 地域資源としての風景の再生
(空間環境基盤)

第2章

行政の役割と町民に期待すること

大槌町が目指す将来像を実現するには、町民・行政など自治を担う全ての主体が連携・協働して取り組む必要があります。

第1節 行政の役割

計画の推進に当たっては、様々な主体との連携を基本とした協働の取組を実践し、まちの魅力向上を目指します。町民と行政との協働によるまちづくりを進めるために、行政経営の主体である行政は、地域経営の「まとめ役」となって使命を果たしていくべきであると考えます。

以上を踏まえ、2029年の大槌町の将来像を実現するために行政が果たすべき役割を示します。

1. 行政が持つ情報を分かりやすく積極的に町民に公開し、協働の基礎とする。

行政は、政策や施策・事務事業²⁴の立案や進捗状況、個々の行政サービスに関する情報や先進的な情報について、分かりやすく公開します。また、町民（事業者）からの情報にも積極的に傾聴し、町民（事業者）と行政との情報共有に努め、協働の基礎とします。

2. 地域活動、民間活動が自立・維持できるよう育成・支援する。

行政は地域経営の「まとめ役」として、公共の一翼を担う住民や民間企業・事業者が自立し、継続して活動できるよう側面的に支援します。

3. 持続可能な財政運営を実現する。

行政は、総合計画に示される将来像を実現するため、経営資源を最も効率よく活用し、最小の経費で最大の効果を生むよう持続可能な財政運営に取り組めます。

²⁴ 事務事業：施策を実現させるための具体的な事業である。

第2節 町民に期待すること

「自治」の視点に立ち、町民が主体的に活動し、地域の中でお互いに協力し合いながら、積極的にまちづくりに参画していくことが重要と考えます。

また、様々な公共サービスについて、行政からの提供を待ち受けるだけでなく、NPOや一般事業者によるサービス提供を選択・活用する姿勢も必要になると考えます。

以上を踏まえ、2029年の大槌町の将来像を実現するために町民に期待することを以下に示します。

1. 行政の取組に積極的に参加し、
住みよい町を協働でつくる。
2. 互いに協力しながら、自立的な自治組織を構築し、
持続的な地域運営を実施する。



コミュニティ協議会の様子

第3部 基本計画

基本計画は、基本構想に基づいて町の基本的施策を定め、その主要課題、施策の展開方針などを明らかにするものです。



産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり

基本施策

主な取組

1. おおつちの自然を活かし、
継承する一次産業の実現

- ① 生産性の向上及び安定収量の確保
- ② 生産から、流通・販売までの一貫したスキーム強化
- ③ 第一次産業の担い手の確保・育成
- ④ 森林、農地、漁場などの環境整備

2. 働きやすく、骨太な
おおつちの商工業の推進

- ① 商工業の経営基盤強化
- ② 働き手の確保に向けた雇用対策の推進
- ③ 人材育成と事業承継支援（略）
- ④ 企業誘致の促進と生産拠点の強化
- ⑤ 産官学連携による新事業育成の支援

3. おおつちらしい
観光物産戦略の展開

- ① 海を活用したコンテンツの活用（略）
- ② 食のブランディング（略）
- ③ 伝統芸能・文化による誘客促進（略）
- ④ 景観を活用した周遊と魅力発信（略）
- ⑤ 受入体制整備とファン拡大（略）

健康でぬくもりのあるまちづくり

基本施策

主な取組

1. 地域福祉の推進

- ① 福祉サービスの充実
- ② 地域福祉を支える体制づくり

2. 子育て環境の充実

- ① 子育て環境の充実
- ② 安心して出産・子育てができるための支援の充実

3. 健康づくりの推進

- ① 健康寿命の延伸
- ② こころの健康づくりの推進

4. 高齢者支援の推進

- ① 健康増進・介護予防・社会参加活動の推進
- ② 地域で安心して暮らし続けるための環境の充実
- ③ 認知症施策の総合的な推進
- ④ 地域で支え合う仕組みづくり

5. 障がい福祉の推進

- ① 障がい者（児）の生活支援の充実
- ② 障がい者（児）の就労支援の充実

6. 医療の充実

- ① 地域医療の充実
- ② 医療保険制度等の充実

学びがふるさとを育てふるさとが学びを育てるまちづくり

基本施策

主な取組

1. 生涯を通して
つながる学びの推進

- ① 幼保小中高と地域の一貫した教育の推進
- ② 地域主体の公民館及び集会所等における活動等の推進による地域づくり

2. 地域へと広がる
魅力的な学びの場づくり

- ① 地域を舞台とした魅力的な高校教育実現に向けた協働
- ② 学校・家庭・地域・行政・子どもが一体となった学校運営の実践
- ③ 学びを支える放課後学習の保障（略）

3. 町民の学習活動の推進

- ① 国際交流の促進
- ② 芸術文化・スポーツ・読書活動等の推進と環境整備の充実
- ③ 郷土の文化に触れる機会の充実（略）

4. 学ぶ環境の整備

- ① 安全・安心な教育環境の整備
- ② 教育関係者の意欲向上と人材育成に資する環境の整備
- ③ 学ぶことのできる機会の保障（略）

5. 震災伝承による
防災文化の醸成

- ① 防災学習の推進
- ② 震災伝承に関する啓発活動の推進
- ③ 「追悼・鎮魂」の想いの継承

基本方針

4

安全性と快適性を高めるまちづくり

基本施策

主な取組

1. 災害に強い
まちづくりの推進

- ① 防災、減災対策の充実
- ② 自主防災組織の活性化による地域防災力の向上
- ③ 防災訓練の効果的な実施
- ④ 消防防災体制の強化

2. 良質な自然環境の保全と
環境衛生の向上

- ① 地球温暖化対策の推進
- ② 循環型社会形成の推進
- ③ 斎場施設の整備と管理

3. 快適な住環境の実現

- ① 良質な住環境の形成
- ② 防犯・安全の推進
- ③ 新技術に対応する情報基盤の整備(略)
- ④ 安全で安心な水道水の安定供給
- ⑤ 水洗化の促進と効率的な汚水処理

4. 利便性の高い
交通ネットワークの整備

- ① 道路環境の適正な維持管理
- ② 道路交通網の充実
- ③ 公共交通網の充実

基本方針

5

将来を見据えた持続可能なまちづくり

基本施策

主な取組

1. 協働による地域・
まちづくりの推進

- ① 地域づくり団体の形成・活動支援
- ② U・Iターンの促進
- ③ 広報・広聴の推進
- ④ 男女共同参画社会の推進

2. 健全な財政運営の推進

- ① 行財政運営の効率化
- ② 公有財産の適正な管理
- ③ 自主財源の確保

3. 成果を重視した
行政運営の構築

- ① 成果を重視した行政運営の推進
- ② 人材育成の推進
- ③ ICTの活用による業務の効率化
- ④ 広域行政の推進

基本方針

6

未来につなげる着実な復興まちづくり

基本施策

主な取組

1. 事業者の本設再建と
産業の再生

- ① 被災事業者の本設再建に向けた支援
- ② 復興に向けた雇用対策の充実

2. 支え合い誰もが暮らし続けられる
地域社会づくり

- ① 仮設住宅から復興市街地への移行支援
- ② 被災者の生活再建支援
- ③ 復興市街地におけるコミュニティの再生

3. 未来の大槌人の育成/
文化の再生と知の継承

- ① 被災した地域施設の再生と多目的な活用
- ② 防災文化を継承し、自然・文化を再生する町民活動の展開(略)
- ③ 子どもたちが安心して学べる環境づくり

4. 魅力ある持続可能なまちづくり/
地域資源としての風景の再生

- ① 減災・情報伝達・避難・救援活動等に配慮した復興市街地づくり
- ② 災害への耐性、環境への配慮、長期的維持管理の視点を導入した社会基盤・公共施設の整備

第1章

産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり

基本構想の基本方針1の「産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり」を進めるために、次のとおり施策を掲げます。

第1節 おおつちの自然を活かし、継承する一次産業の実現

1 施策の展望

町の基幹産業として、魅力的な農林水産業の確立と新規就業者の確保及び経営の安定を目指します。

2 現状と課題

- ・ 農林水産業従事者の所得確保のため、経営の規模拡大や農林水産物の高次加工販売、間伐材などの積極的な利用の促進、多様な団体との交流を通し、産業の6次化と地域の活性化を図る必要があります。
- ・ 従事者の高齢化や後継者不足に伴う農林水産業従事者の減少に歯止めがかからない状況から、早急な対策が求められます。
- ・ 天然資源の減少や自然災害等の影響により、安定した生産量や品質の維持が難しいことから、効率化と併せ作り育てる産業を興す必要があります。

3 部門別計画

- 大槌農業振興地域整備計画
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 大槌町地域水田農業ビジョン

- 大槌町酪農・肉用牛生産近代化計画
- 大槌町森林整備計画
- 大槌町水産業アクションプラン

4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度末)
① 農地高活用転換面積	5.2115ha	10ha
② 大槌魚市場水揚額	367,172 千円/年	687,196 千円/年
③ 第一次産業新規就業者数	6人	12人

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 生産性の向上及び安定収量の確保	作り育てる農林水産業の促進を図り、経営基盤を強化します。第一次産業の6次化のため、陸上養殖に向けた親魚養成や採卵技術の導入、農産物の栽培技術の指導のほか、高付加価値製品の開発や多品種少量加工を行う加工施設の活用を図ります。
② 生産から、流通・販売までの一貫したスキーム強化	生産物の高付加価値化を図るため、生産者や関係団体との連携を強化し、魚市場・産直施設の利用促進、商品開発や販路拡大に向けた支援を行い、併せて品質安全認証の確立を図ります。
③ 第一次産業の担い手の確保・育成	新規就業者の確保及び経営安定のため、町や関係機関の担い手支援制度の周知を行うほか、現地指導員との取組に関する支援を進めます。また、他業種との兼業化の取組を進めます。
④ 森林、農地、漁場などの環境整備	資源の有効活用及び保全のため、国等の制度を活用し、農林道の整備や湾内環境等の適正管理に努めます。

6 町民に期待すること

- ・事業者には、地元産品を活用した流通・販売の強化、生産力の維持・強化を期待します。
- ・町民が第一次産業への理解を深め、農林水産業及び関連する産業へ就業し、地域産業の担い手となり、地域全体が活性化することを期待します。
- ・自然環境による水源涵養、国土保全等の公益的機能を理解し、保全のための活動への協力を期待します。

第2節 働きやすく、骨太なおおつちの商工業の推進

1 施策の展望

地域経済の好循環を一層拡大し、産業の生産性向上や販路拡大、町民の所得向上を目指します。また、新事業育成や起業の促進、担い手の確保により雇用の場の確保を目指します。

2 現状と課題

- ・人口減少が進み、復興需要も縮小していくことが見込まれることから、町内事業者の経営基盤強化に向けた販路拡大や生産性向上を図る必要があります。
- ・町内事業者の特色を活かした新たな分野への進出を進めるとともに、水産加工業をはじめとした製造業の活性化が必要です。
- ・就業人口の減少による働き手不足が見込まれるため、UIターンの促進や新規学卒者の地元定着による働き手の確保が課題です。
- ・企業誘致については、水産加工業を中心に立地が進んでいますが、国の復興期間が終わり、重点的な支援施策が終了した後も、新しい道路環境も踏まえて産業用地の整備を進めるなど、新たな企業を誘致し地域経済を活性化させていく必要があります。

3 部門別計画

- 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画

4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度)
① 一人当たりの市町村民所得の県内順位	15位 (平成27年度)	13位 (平成33年度)
② 釜石・大槌地域への新卒者就職率	55.2% (平成25～29年度平均)	60.2%

※「市町村民所得」は2年後の公表となるため、目標値は直近の把握可能な年度の数値を指標とする。

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 商工業の経営基盤強化	商工業者の経営の強化・充実のための資金融資、利子補給、協業化等の各種事業支援制度の周知や活用を促進し、生産性の向上や販路開拓の支援を行いながら経営基盤を強化します。また、商業者等との連携を図り、商品の価値向上や販路拡大を促進します。
② 働き手の確保に向けた雇用対策の推進	商工会・漁協・農協等との連携により、後継者や新規就業者を確保・育成するとともに、ハローワーク等の関係機関との連携により UI ターン促進等、人手不足解消と雇用対策の取組を推進します。
③ 商工業を担う人材の育成と事業承継の支援	各産業分野において意欲ある起業人材を確保・育成しながら、町内企業の事業承継の支援を推進します。
④ 企業誘致の促進と生産拠点の強化	支援制度や産業用地の整備を進めるとともに、企業訪問などを行いながら、企業誘致の促進や既存の立地企業の支援及び生産拠点の強化を推進します。
⑤ 産学官連携による新事業育成の支援	ものづくり産業の高付加価値化や、地域の特色を活かした魅力的な商品開発や販路拡大を促進します。また、産学官連携の拠点である釜石大槌地域産業育成センターや大槌商工会等と連携し町内事業者の新たな事業分野への進出の支援を行います。

6 町民に期待すること

- ・町民においては、町産品の活用や町内の店舗での買い物や飲食、またはサービスの活用などを積極的に行うことを通じて、町内の経済の好循環につながることを期待します。
- ・町内事業者においては、地域での行事や社会貢献活動に積極的に参加することを期待します。
- ・起業が促進され、町のにぎわい創出につながることを期待します。

第3節 おおつちらしい観光物産戦略の展開

1 施策の展望

海水浴を始めとした様々なアクティビティが楽しめる美しい海、先人から受け継がれてきた誇りある伝統文化、また、四季折々に色づく景観や「海の幸」「山の幸」が四季を通して数多く収穫される食など、大槌ならではの魅力を活かし、多くの方がまた訪れたい町を目指します。

2 現状と課題

- ・ 近年の全国的な人口減少、旅行者のニーズや旅行スタイルの多様化に伴い、町の観光客は年々減少傾向にありました。こうした中で、東日本大震災津波が発生し、町の観光資源や宿泊施設等も甚大な被害を受け、観光客は激減しましたが、地域住民と連携した民間イベントの開催や観光関係者の努力もあり、徐々に観光客は回復しています。ただし、依然として震災前の水準には届いていない状況です。
- ・ 大槌町の資源を活用した観光コンテンツと、豊かな食文化を来訪者が体感できる特産品の開発が必要です。
- ・ 町内で統一的なルールを設け、観光コンテンツや特産品を来訪者に提供できる体制や環境を構築し、商品やサービスのブランド化を図る必要があります。
- ・ 観光コンテンツや特産品を来訪者に提供するための受入環境整備が必要です。
- ・ 町内外の方々に対して大槌町の魅力を認知してもらい、また実際の来訪につながる関心度の向上を目指し、ターゲットの行動に応じたプロモーション活動強化が必要です。
- ・ より多くの方々が大槌の様々な魅力に触れ、ファンとなり、何度も訪れるよう、町だけでなく観光関係者、飲食業者、宿泊業者、加工業者、交通業者等で組織する「一般社団法人大槌町観光交流協会」と連携したオール大槌の体制で取り組むことが必要です。

3 部門別計画

- 大槌町観光ビジョン

4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度末)
① 観光客入込数	103,308 人/年	130,000 人/年

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 大槌の「海」を活用した魅力ある観光コンテンツの活用	三陸沿岸に来たら大槌の「海」に行きたいと感じてもらえる観光地を目指し、大槌の「海」の魅力を活用した他地域にはない観光コンテンツの開発に取組みます。
② 海と山の幸に大槌ならではの特色を活かした「食」のブランディング	大槌町の魅力ある食材を活かした「大槌町の四季折々の豊かな食」「大槌町といえばこの食」といえる大槌町らしい食メニューを大槌のブランドとして確立します。
③ 大槌の魅力と誇りである「伝統芸能・文化」による誘客促進	人から人へ受け継がれてきた誇りである「伝統芸能」や音楽、舞踊、演劇など「新しい文化」に見て・触れて・体験できる機会を創出し、町民と来訪者の人的交流を促進します。
④ 大槌の海と山の美しい「景観」を活用した町内周遊促進と魅力発信機能の構築	大槌町の多くの自然や歴史が表出する景観を見てもらう町内周遊イベントを企画し、大槌町の魅力に触れ、その感動を町外に拡散する仕組みを構築します。
⑤ 来訪者の受入体制整備と「おおつちファン」の拡大	魅力ある大槌、目的地として選ばれる大槌となるよう観光資源そのものの魅力向上を図るとともに、来訪者が気持ち良く滞在・周遊できる環境を整備・推進する体制を構築します。 また、大槌町に理解や愛着を持つ大槌ファンのネットワーク拡大に取組みます。

6 町民に期待すること

- ・ 地域の歴史、文化等を大切に継承し、観光資源を活用したまちづくりに参画することを期待します。
- ・ 地域の美化に努め、町の景観の保全に努めることを期待します。
- ・ 地元地域を活性化させるため、町民自らが企画運営を担う町民主導型イベントの創出と継続を期待します。
- ・ 観光客の「また大槌に来たい」という気持ちが育まれることを目指し、町民一人ひとりが観光の振興に対する関心及び理解を深め、「おもてなしのこころ」を持って観光客等に接することを期待します。

第2章

健康でぬくもりのあるまちづくり

基本構想の基本方針2の「健康でぬくもりのあるまちづくり」を進めるために、次のとおり施策を掲げます。

第1節 地域福祉の推進

1 施策の展望

町民誰もが、身近な地域社会で、年齢や性別、心身の障がいの有無等に関わらず、お互いの個性や尊厳を認め合い、必要な福祉サービス等を利用しながら、住民相互の支え合いや見守りなどにより、安心して生きがいを持って生活できる福祉コミュニティを目指します。

また、生活上の課題を抱える方が、地域において自立した生活を送ることができるよう、住民やボランティア団体、関係機関、行政が、世代や分野を超えてつながり、地域の様々な資源を活かしながら、切れ目のない支援を包括的に実施する体制の構築を目指します。

2 現状と課題

- ・ 住民相互の支え合いの基盤となる地域コミュニティが震災により大きな影響を受けていることから、人と人とのつながりの中で、社会的に孤立せず、安心して生活することができるよう、自治会・町内会など地域コミュニティの再生、強化を図る必要があります。
- ・ 地域における支え合いや見守りなどに中心的な役割を果たす民生委員・児童委員の欠員が続いていることから、充足に努める必要があります。
- ・ 住民相互の支え合いを基礎としながら、さらに、住民が主体的に地域課題を把握し解決する取組につなげていくため、ボランティアを始めとする活動団体の育成、活性化を図る必要があります。
- ・ 課題の複雑化により、高齢者、障がい者など、分野ごとの「縦割り」の支援では対応が困難なケースや、公的サービスのみでは支援が行き届かない課題が生じています。そこで、地域の住民やボランティア団体、関係機関、行政が、世代や分野を超えてつ

ながら、地域の様々な資源を活かしながら、切れ目のない支援を包括的に実施していく必要があります。

3 部門別計画

●大槌町地域福祉推進計画

4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度末)
① 自治会・町内会等の組織数	21 団体	28 団体
② 民生委員・児童委員充足率	73.3%	100.0%
③ ボランティア登録者数	36 人	80 人

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 福祉サービスの充実	高齢者のみならず、障がい者や子どもなど、生活上の課題を抱える方が、住み慣れた地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の住民を含めた多様な支援主体が、適切な役割分担のもとで地域課題を把握・共有し、対応方法について協議する場を設け、協働により支援を行う包括的支援体制の充実を進めます。
② 地域福祉を支える体制づくり	住民相互の支え合いの基盤となる、自治会・町内会など地域コミュニティの再生、強化を促進するとともに、地域における支え合いや見守りなどに中心的な役割を果たす民生委員・児童委員の欠員解消に取り組めます。 また、住民相互の支え合いを基礎としながら、誰もが役割を持ち、主体的に活躍することができるよう、ボランティアを始めとする活動団体の育成、活性化を進めます。

6 町民に期待すること

- ・自治会・町内会など地域コミュニティの一員として、住民相互の支え合いや見守りなどに、主体的に参画することを期待します。
- ・ボランティアを始めとする活動団体に参加するなど、誰もが役割を持ち、主体的に地域課題を把握し、解決する取組への参画を期待します。

第2節 子育て環境の充実

1 施策の展望

子どもの幸せを第一に考え、子育てに関わる全ての人々が安心して子育てができるよう、子どもの育ちや子育てを支援する取組の充実を図り、豊かな自然環境や、地域のつながりの中で、次代の親となる子どもたちが「ふるさと大槌で子育てをしたい」と思えるような子育て環境を目指します。

2 現状と課題

- ・ 町内の保育所等の2号認定、3号認定²⁵において、定員超過や待機児童が発生していることから、安定的な受入体制の確保を図る必要があります。
- ・ 保護者の多様な保育ニーズにきめ細かく対応するため、一時保育、障がい児保育、病児保育等の特別保育事業の充実を図る必要があります。
- ・ 保護者が安心して働くことができるよう、放課後児童クラブなど、放課後における子どもの安全な居場所の適切な確保に努める必要があります。
- ・ 地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・親の孤立感や負担感が高まっていることから、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を包括的に提供する体制を構築する必要があります。
- ・ 全ての子どもの権利を守るため、関係機関との連携を強化し、ひとり親世帯や障がい児への支援、虐待の防止に関する取組を進める必要があります。



保育園で遊ぶ子どもたち

3 部門別計画

- 大槌町子ども・子育て支援事業計画
- 大槌町食育推進計画

4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度末)
① 児童数(11歳以下)	938人	938人
② 待機児童数(4月現在)	2人	0人

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 子育て環境の充実	<p>定員超過や待機児童の解消を目指し、乳幼児数の動向を踏まえて、保育所等の2号認定、3号認定の定員拡大を図ります。民間保育所等の協力や、定住自立圏形成協定に基づく釜石市との広域連携により、特別保育事業の充実を図ります。</p> <p>保護者が安心して働くことができるよう、ニーズを踏まえた放課後児童クラブの受入体制の確保を図ります。</p>
② 安心して出産・子育てができるための支援の充実	<p>子育て世代包括支援センターを中心として、地域の保健医療・福祉等に関わる関係機関等が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等の包括的な提供を進めます。</p>

6 町民に期待すること

- ・ 家庭や地域が、それぞれ役割を持ち、学校や関係機関と連携・協力して、地域全体で子育てを行うことに期待します。
- ・ 子どもたちが事故や犯罪等の被害に遭わないよう、防犯意識の向上や、事故の防止に努め、地域のつながりの中で子どもを見守ることを期待します。

第3節 健康づくりの推進

1 施策の展望

全ての町民が、生涯を通じて心身ともに健康で質の高い生活を送ることができるよう、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である「健康寿命」の延伸を目指します。

また、生活習慣病を予防するため、町民一人ひとりが自らの健康を自覚し、健康的な生活習慣を確立するとともに、地域全体で町民の健康づくりを支援できる体制を構築します。

2 現状と課題

- ・ 大槌町の平成28年度の特定健診受診率は33.5%であり、県平均43.2%を大きく下回っています。
- ・ 大槌町の平成28年の標準化死亡比²⁶は113.9で県平均105.7を上回っており、特に脳血管疾患が高くなっています。また、健康上の問題で日常生活が制限される「不健康な状態」とされている要介護2以上の認定率も平成25年度～平成29年度までの5年間の平均が11.2%で、県平均10.8%を上回っており、傷病原因では認知症に次いで脳血管疾患が多い状況です。
- ・ 生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、特定健診の定期的な受診や保健指導などにより、町民一人ひとりが自らの健康を自覚し、ライフステージに応じた健康な生活習慣を確立することができるよう支援を強化する必要があります。
- ・ 東日本大震災津波以降、震災やその後の生活による強いストレス等により、町民の心身の健康が懸念されることから、地域のつながりの中で、健やかなところを支える社会づくりを進める必要があります。

3 部門別計画

- 大槌町健康増進計画
- 大槌町食育推進計画

4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度末)
① 標準化死亡比(総死亡)	113.9 (平成28年)	105.7
② 要介護2以上の認定率 (5年平均)	11.2% (平成25～29年度平均)	10.8%

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 健康寿命の延伸	生活習慣病の発症及び重症化の予防を推進するため、特定健診受診率の向上を図るとともに、個々のリスクに応じた適切な保健指導を通じ、生活習慣、環境の改善を図ります。また、広く町民に対し、健康・医療情報を活用し、地域の健康課題に重点化した効果的かつ効率的な保健事業を展開するとともに、町民が主体的に行う健康づくりの取組を支援する環境の整備を図ります。
② こころの健康づくりの推進	こころの健康を保つための日常生活の見直しや、うつ病等の精神疾患について、正しい知識の普及啓発を図るとともに、ストレスに対処するためのセルフケアの方法や、専門相談機関利用などの早期対応に向けた啓発及び保健指導を推進します。

6 町民に期待すること

- ・ 特定健診を定期的に受診するとともに、町の保健事業に積極的に参加し、自らの健康を自覚し、健康的な生活習慣を確立することを期待します。
- ・ 地域における健康づくりの取組に、主体的に参画することを期待します。

第4節 高齢者支援の推進

1 施策の展望

高齢者の心身の健康保持と生活の安定が確保され、その家族も含めて、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けていくことができる環境を目指します。

また、多様な主体間の情報共有及び連携・協働によって、地域の住民による支え合い体制を構築します。

2 現状と課題

- ・ 高齢者人口の割合が増加することが予測され、それに伴い、医療や介護のニーズの増大が見込まれることから地域包括ケアシステムの更なる推進が重要となります。
- ・ 認知症リスクがある高齢者は52.2%(基準日：平成29年6月1日)となりました。今後は後期高齢者率の上昇に伴い、更に認知症高齢者の増加が見込まれるため、認知症対策が必要になります。
- ・ 独居を含めた「高齢者のみの世帯」に属する人数は、高齢者全体の48.8%となっています。今後若年層が減少することにより、高齢者のみの世帯の更なる増加が見込まれます。そのことにより、外出機会が不足し、閉じこもりとなるリスクの増大や、生活不活発病の増加が懸念されます。
- ・ 介護サービスについては、訪問介護、医療系のサービス、短期入所の介護サービスが不足していると考えられます。今後の高齢者のニーズ、介護事業所の状況等を踏まえて、代替となるサービスを含めて検討する必要があります。

3 部門別計画

- 第7期老人福祉計画・介護保険事業計画「大槌町高齢者のためのまるごとプラン7」

4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度末)
① 大槌町高齢者等見守りネットワーク協定締結事業者数	50 事業者	60 事業者
② 認知症サポーターの育成数	1,877 人	2,800 人

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 健康増進・介護予防・社会参加活動の推進	<p>高齢者が生涯にわたり心身ともに健康であるために、健康づくりや生涯学習などによる介護予防の取組を推進します。また、高齢者が仕事や生活を経て得た経験や知識を活用して、社会的役割や生きがいを持って社会参加できるよう促します。</p>
② 地域で安心して暮らし続けるための環境の充実	<p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で切れ目のないケアを受けられるよう在宅医療・介護連携の推進を図ります。</p> <p>支援を必要とする高齢者とその家族に対して支援・相談する体制を整備し、個々の実情に応じた様々なサービスを選択できる環境を整え、地域生活を支援します。</p> <p>地域で生活できない方の生活の基盤となる居住の場について、介護施設の待機状況を調査し、施設整備についての検討を行います。</p> <p>また、単身高齢者、高齢者のみの世帯への支援や、虐待防止等の権利擁護に関する取組を行います。</p>
③ 認知症施策の総合的な推進	<p>認知症高齢者に関しては、正しい知識をもって接することが必要であることから啓発活動を引き続き実施します。</p> <p>また、認知症予防支援策として集える場所を整備することにより、本人、家族へサポートを行います。</p> <p>さらに、認知症が進行した方への支援策を講じ、安心して生活できる環境を整えます。</p>
④ 地域で支え合う仕組みづくり	<p>ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することができ、また、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域社会資源の開発やそのネットワーク化などに取組めます。これにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発や地域の住民による支え合い体制の構築等を推進します。</p>

6 町民に期待すること

- ・ 地域の中でのつながりを強め、近所の高齢者の存在を意識することを期待します。
- ・ 高齢者が老人クラブやシルバー人材センターなどの各種団体への加入による活動を通じて、地域で元気に生きがいを持って暮らすことを期待します。
- ・ 高齢者が各種検診等を受診し、介護状態にならないよう予防することを期待します。

第5節 障がい福祉の推進

1 施策の展望

障がい者(児)が、住み慣れた地域で安心して生活し、主体的に社会参加しながら豊かで自立した暮らしを実現できる環境を目指します。

また、地域移行後も安心して生活できるよう、住民相互の理解と支え合いを促進し、障がいの有無に関わらず全ての町民にとって暮らしやすい地域社会の実現を目指します。

※「障がい者(児)」は18歳以上の障がい者と18歳未満の障がい児の双方を対象としております。

2 現状と課題

- ・ 大槌・釜石圏域における障がい福祉サービスに関わる限られた資源を効率的に活用し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を適切に提供するため、自立支援協議会を通じた広域的な連携を強化していく必要があります。
- ・ 障がい者(児)やその家族から「相談支援体制の充実」が求められています。そのため、相談支援のワンストップサービスの構築を進めるとともに、支援制度の充実を図る必要があります。
- ・ 施設入所者の地域生活への移行が進んでいないことから、地域生活移行を促進するため、多様な居住の場の確保を図る必要があります。
- ・ 就労継続支援の利用者や一般就労への移行者が徐々に増加しています。地域での主体的な生活を確立する上で、職業的・経済的な自立を支援することが重要であることから、就労継続支援や一般就労への移行支援の充実、特別支援学校等の生徒に対する進路支援の強化を図る必要があります。

3 部門別計画

- 大槌町障がい福祉プラン

4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度末)
① 施設入所者数	48人	46人
② 施設利用者の一般就労移行者数(人/年)	4人/年	6人/年

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 障がい者(児)の生活支援の充実	<p>釜石市、自立支援協議会等との広域的な連携のもと、相談支援体制の充実、サービス提供体制の確保、地域生活支援ネットワークの構築、権利擁護などの推進を図ります。</p> <p>また、町民の障がいに対する理解促進のため、研修・啓発を通じた働きかけを進めるとともに、地域における自発的な取組を支援します。</p>
② 障がい者(児)の就労支援の充実	<p>釜石市、自立支援協議会等との広域的な連携のもと、就労継続支援や一般就労への移行支援の充実、多様な居住の場の確保を図ります。</p> <p>特別支援学校等の生徒に対し、就労を含む進路支援の強化を図ります。</p> <p>一般就労への移行を促進するため、障がい者雇用の拡大に向けた事業者への働きかけを進めます。</p>

6 町民に期待すること

- ・ 障がいやその特性に対する理解を深めることで、こころのバリアフリーを進め、障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し、理解し合うことを期待します。
- ・ 事業者に対しては、障がい者雇用のさらなる拡大を期待します。

第6節 医療の充実

1 施策の展望

町民が安心して医療サービスを受けられるよう、地域医療体制の充実、休日及び夜間の救急医療体制の維持を目指します。

また、国民健康保険事業の安定化を図るため、被保険者および町民に対し、制度の理解啓発を促し適正な運用に努めます。

2 現状と課題

- ・ 二次保健医療圏別の平成29年の外来完結率(87.0%)が県全体の外来完結率(94.2%)に比べて低い状況にあることから、圏域内で外来受療が完結するよう、地域医療体制の充実を図る必要があります。
- ・ 町民が安心して生活することができるよう、定住自立圏形成協定に基づく釜石市との広域連携により確保している休日及び夜間の救急医療体制を維持する必要があります。
- ・ 町民の健康と生命を守る重要な制度である国民健康保険は、町内の約4割の世帯が加入しており、安定した運営が求められています。



岩手県立大槌病院の様子

3 部門別計画

●なし

4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度末)
① 休日・夜間救急診療体制 対応日数	365日	365日
② 国民健康保険加入者一人 当たり医療費	433,501円/年	363,302円/年

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 地域医療の充実	圏域内の医師の確保を図るため、県と市町村が共同で実施する市町村医師養成事業による就学援助に取り組めます。 また、休日及び夜間の救急医療体制を維持するため、定住自立圏形成協定に基づく釜石市との広域連携を進めます。
② 医療保険制度等の充実	国民健康保険の安定的な運用を図るため、財政運営責任者である県と連携し、医療費の適正化の取組を進め、適正な給付を行います。

6 町民に期待すること

- ・かかりつけ医を持ち、適切な医療機関への受診を心がけることを期待します。
- ・自分の健康は自分で守ることを基本に、積極的に健診を受け、健康管理に努めることを期待します。

第3章

学びがふるさとを育て ふるさとが学びを育てるまちづくり

基本構想の基本方針3の「学びがふるさとを育て ふるさとが学びを育てるまちづくり」を進めるために、次のとおり施策を掲げます。

第1節 生涯を通してつながる学びの推進

1 施策の展望

幼保小中高の一貫した教育により、大槌の子どもたちの「豊かな育ち」と「確かな学び」を保障し、「チーム大槌」として学校・家庭・地域で創る教育の実現を目指します。

また、地域自ら主体となって行う、公民館及び集会施設活動等の推進による世代を超えたつながりある地域づくりの実践を目指します。

2 現状と課題

- ・国でも社会に開かれた教育課程が打ち出され、これからの未来を生きる力をつけるためには、小中一貫教育校という大槌町の持つ強みと、人口減少という課題を生きた教材として教育内容に反映し、教室や教科書に留まることなく積極的に児童生徒と社会とのつながりを図る教育が求められています。
- ・震災前、生徒指導・学力向上・自己肯定感²⁷の低さが当町の課題でした。生活環境及び教育環境が改善される中、小中で継続した指導・支援が可能となったことが一つの要因となり、中1ギャップ²⁸が解消され不登校の児童生徒数が減少しております。また、学力も緩やかに向上しており、その基礎となる子どもたちの自己肯定感が育つよう、今後も継続した取組が求められています。
- ・幼児教育と義務教育及び高校教育において、個別の教育目標を展開しております。大槌の教育を一体的に進めるため、目標の共有・関係機関の連携を強化し、魅力ある学びを保障する必要があります。

²⁷ 自己肯定感：自分を肯定している感覚、感情などを指す。

²⁸ 中1ギャップ：小学生から中学1年生に進学した際に起こる、学習内容や人間関係の変化により不登校やいじめの増加等の問題が生じる現象のことである。

- ・ 町民一人ひとりの生活環境や生活課題が多様化している中で、町民は健康で文化的な生活を求めており、学習活動に対するニーズも多様化しています。
- ・ 住宅再建が進み地域コミュニティを再構築していく過程で、公民館及び集会施設等を活用した地域単位での生涯学習活動の支援を行う必要があります。

3 部門別計画

●大槌町教育大綱

4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度末)
① 自己肯定感を持った児童生徒の割合	69%	77%
② 公民館(分館)活動等事業参加者数	3,704人	5,000人

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 幼保小中高と地域の一貫した教育の推進	大槌の子どもたちの「豊かな育ち」と「確かな学び」を保障するため、地域や保護者、福祉部門等の関係機関及び幼保小中高で目標を共有し取組を実施する等、教育の円滑な接続に取組みます。
② 地域主体の公民館及び集会所等における活動等の推進による地域づくり	地域の公民館及び集会所等を拠点としたコミュニティ活動を促進し、地域住民による公民館運営体制の構築や町内会活動・自助活動の充実を図ります。

6 町民に期待すること

- ・ 大槌の子どもは地域全体で育てるという思いを持ち、幼児教育、学校教育、地域活動への積極的な参加・協力を期待します。
- ・ 仲間づくり、地域づくりを率先して行い、自主的に地域活動、学習活動を実践するとともに、活動内容を共有することを期待します。

第2節 地域へと広がる魅力的な学びの場づくり

1 施策の展望

環境の変化に対応し、大槌の未来を担う人材を育むため、魅力ある高校教育の実現を目指します。

また、児童生徒が生き生きと充実した学校生活を送り、主体性のある豊かな学びを行うために、学校、家庭、地域、行政、子どもが一体となった学校運営や放課後に安心して過ごせる場所の確保を目指します。

2 現状と課題

- ・ 少子高齢化が進み、生徒数や学級数も減少傾向にあるなど、高等学校が選ばれる時代に突入している中、大槌高校ならではの長所を伸張・発信し、魅力あふれる学校づくりが求められています。
- ・ 家庭環境の変化と多様化等により学校に求められることが多岐にわたっていることから、地域や民間団体、行政等、町内外の関係機関と連携した開かれた学校づくりが必要となっています。
- ・ 児童生徒が充実した学校生活を送るために、安心感のある集団づくりや、不登校やいじめの未然防止・早期発見等の取組を推進する必要があります。
- ・ 放課後における児童生徒の居場所や、学習のニーズ及び豊かな体験を行う社会教育の場の必要性が高まっているため、放課後に自らの意志で選択し利用できる場を確保していく必要があります。

3 部門別計画

- 大槌町教育大綱

4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度末)
① 大槌高校の学級数	2学級 / 学年	2学級 / 学年
② 学校ボランティアの受入数	158人	170人
③ 放課後学習施設登録児童数の割合	22%	25%

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 地域を舞台とした魅力的な高校教育実現に向けた協働	大槌高校において町派遣の高校魅力化を目的としたコーディネーターの配置と魅力化の目標と推進に向けた計画、具体的な取組を示す「大槌高校魅力化構想」をまとめます。また、町立学校においては町内唯一の高校の魅力適切に周知し、高校と学園の児童生徒、教職員が交流・情報交換する機会をつくります。
② 学校・家庭・地域・行政・子どもが一体となった学校運営の実践	学校教育に対する町民の期待を意識し、児童生徒の教育内容の改善のために常に保護者・地域・関係機関等に理解を図りながら学校を運営します。また、郷土芸能など地域の良さを活かした教育の充実や学園のコミュニティ・スクール ²⁹ の推進を図ります。
③ 主体性のある豊かな学びを支える放課後学習の場の保障	民間団体と連携し、子どもたちが自発的に豊かな体験や学びができる放課後学習の保障と高校生が主体的にチャレンジできる機会を創出します。

6 町民に期待すること

- ・ 大槌町で唯一の高校である大槌高校を地域で支えるために、学校行事に参加するなど学校運営に対する支援を期待します。
- ・ 大槌の子どもは大槌の地域全体で育てるという思いを持ち、自ら進んで教育活動に参加することを期待します。
- ・ 放課後において、自主的な子どもたちの学習機会等への運営参加を期待します。

²⁹ コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、法律(地教法第47条の6)に基づいた仕組みである。

第3節 町民の学習活動の推進

1 施策の展望

国際交流や町の伝統文化、芸能、文化財を理解し、スポーツや読書活動等に誰もが取り組める環境を目指します。

また、将来の大槌町を担う、グローバルとローカルの両方の視点を備えたグローバルな人材の育成を目指します。

2 現状と課題

- ・ ラグビーワールドカップ釜石大会の開催を好機と捉え、異文化とのふれあいを進めるとともに、地域の歴史や文化、郷土芸能などを世界に向けて紹介していくことも含めた施策の展開が必要です。
- ・ 世代を問わず学習機会を確保するために、学ぶこと、体を動かすことの楽しさ、大切さを体験する環境づくりと学習の意識づけを推進していく必要があります。
- ・ 震災で消失を免れた町の貴重な文化財などを保護し、活用する方策の検討を行うとともに、町民の学習意欲に応じられる図書館の効果的な利用が求められています。



ふるさと大槌学講座の様子

3 部門別計画

- 大槌町教育大綱

4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度末)
① 芸術文化・文化財事業参加者数 (町民文化祭・郷土芸能祭等)	1,411 人/年	2,000 人/年
② 体育施設利用件数	3,294 件/年	4,000 件/年
③ 図書館来館者数	3,533 人/年 (平成 28 年)	15,875 人/年
④ 図書貸出冊数	8,734 冊/年 (平成 28 年)	19,373 冊/年

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 国際交流の促進	魅力ある教育環境の構築とグローバル人材の育成のため、姉妹都市との友好関係を活かした英語学習の充実を図り、町全体に国際交流の機会を提供します。
② 芸術文化・スポーツ・読書活動等の推進と環境整備の充実	既存施設の維持管理や修繕等を行い、町民が芸術文化やスポーツ等を楽しむことができる環境を整備します。 また、図書館機能の充実による読書活動の推進を図り、各世代に合わせた学習機会を提供します。
③ 郷土固有の伝統文化と文化財に触れる機会の充実	地域に残る文化財の公開や学習会を実施します。 また、郷土芸能団体の育成と継承活動を支援します。

6 町民に期待すること

- ・ 国際理解を深めるため、国際交流事業などに参加することにより交流拡大を図るとともに、多くの人材の育成を期待します。
- ・ 学習の機会や地域活動への積極的な参加・協力を期待します。
- ・ 家庭学習・読書が習慣化することを期待します。
- ・ 教育委員会や各種団体が開催する事業への積極的な参加と、楽しんでスポーツを実践することを期待します。

第4節 学ぶ環境の整備

1 施策の展望

通学及び学校生活において安全・安心に学ぶことのできる環境、生まれ育つ環境に左右されずに学ぶことのできる機会の保障を目指します。

また、これからの大槌教育を担い、大槌の児童生徒の教育に関わる全ての人にとって働きがいがあり、学び育つことのできる環境の実現を目指します。

2 現状と課題

- ・ 子どもたちの生活環境が日々変化していることから、児童生徒の安全を守り、保護者が安心して学校に子どもたちを通わせるため、通学路における安全点検やスクールバスの安全運行、並びに学校生活における施設の点検から防犯・防災に至るまで、安全対策を講じる必要があります。
- ・ 先進的な小中一貫教育やコミュニティ・スクールを進めており、教職員が意欲的に教育に携わることができるような学びの機会を提供すると共に、新たな学習指導要領の動向を踏まえた教職員の人材育成策と学力の向上支援策を講じる必要があります。
- ・ 児童生徒に確かな学力を保障するために、基礎・基本の確実な定着を図る取組や、協働的な学びを活かした学習内容の理解・習得につながる授業改善を校内研究や外部関係機関との連携により推進する必要があります。
- ・ 全国的に教職員の働き方改革が課題になっていることから、教員が働きやすい環境をつくる必要があります。
- ・ 増加している特別な支援を要する子どもたちに、学習機会の保障をする必要があります。
- ・ 経済的な理由により就学が困難な児童生徒への支援対策として、就学支援制度や奨学金制度を広くPRする必要があります。

3 部門別計画

●大槌町教育大綱

4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度末)
① 学校における校舎内外の安全点検の回数	12回/年	12回/年
② 教員の職場環境に対する非ストレス度	84.7%	85%

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 安全・安心な教育環境の整備	快適な教育環境を提供するとともに、施設の安全対策から防犯・防災に至るまで児童生徒の安全・安心な学校生活を確保します。
② 教育関係者の意欲向上と人材育成に資する環境の整備	大槌で働く教育関係者への研究・学びの機会を提供し、教育関係者が生き生きと働きやすい環境を整備します。
③ 生まれ育つ環境に左右されずに学ぶことのできる機会の保障	児童生徒の就学の機会を保障するため、様々な理由によって学習機会を得ることが困難な子どもたちの保護者に対し、就学援助費や奨学金制度等について周知し、必要な支援を行います。

6 町民に期待すること

- ・ 児童・生徒の通学時の安全対策について、協力を期待します。
- ・ 学びたい人が主体的に学びの選択ができるよう、環境整備に協力することを期待します。

第5節 震災伝承による防災文化の醸成

1 施策の展望

東日本大震災津波の記録を残し、教訓を学び、将来の町民に「防災文化」として伝承し、定着することを目指します。

2 現状と課題

- ・ 東日本大震災津波で被災した当時の記憶・記録を後世に伝承し、風化させない取組が必要です。
- ・ 大槌の未来を担う子どもたちに、震災を教訓とした防災教育を推進する必要があります。
- ・ 震災の犠牲者への「追悼・鎮魂」の想いを継承していく必要があります。



大槌町文化交流センター内の震災伝承館展示物

3 部門別計画

- (仮称) 鎮魂の森基本計画

4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度末)
① 震災伝承展示物の更新	1回/年	2回/年

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 防災学習の推進	町内の教育機関において、児童生徒が発達に応じて学ぶことができるよう防災学習を推進します。
② 震災伝承に関する啓発活動の推進	「忘れない」、「伝える」、「備える」を基本コンセプトに、震災の事実、体験、映像等の展示など震災伝承の啓発に取組みます。
③ 「追悼・鎮魂」の想いの継承	震災の犠牲者への「追悼・鎮魂」の場を整備し、町民が集う場として永く親しんでもらうことで、「被害と教訓」や「復興への想い・感謝」等を将来の世代に伝え続けていきます。

6 町民に期待すること

- ・東日本大震災津波の記憶を後世に継承する役割を担うことを期待します。

第4章

安全性と快適性を高める まちづくり

基本構想の基本方針4の「安全性と快適性を高めるまちづくり」を進めるために、次のとおり施策を掲げます。

第1節 災害に強いまちづくりの推進

1 施策の展望

東日本大震災津波の体験や教訓を基に、地域における防災力を向上し、災害や火災等に強い安心安全なまちを目指します。

2 現状と課題

- ・ 東日本大震災津波の被災地として、地震や津波に対するハード、ソフト両面からの防災、減災対策を講じ、災害に強いまちづくりを実現する必要があります。
- ・ 当町は海と山の恩恵を受け生活している一方で、津波や大雨、洪水、土砂災害等の自然災害の発生する可能性の高い地域であり、町民、地域、行政が三位一体となり防災力の向上を図る必要があります。
- ・ 災害時の要配慮者や避難行動要支援者への対策を地域と行政が一体となり行う必要があります、とりわけ自主防災組織等によるきめ細やかな支援や迅速な避難のための支援を行うことのできる体制づくりを共同で行う必要があります。
- ・ 台風や大雨による浸水被害等が発生しており、町民一人ひとりが防災意識を高め、適切な時期に適切な避難行動を行えるよう、平時から防災を意識して準備を行う必要があります。また、行政も適切な避難行動等に結びつけるため、適切な時期の情報伝達や情報を正しく理解してもらうための防災教育を行う必要があります。
- ・ 災害時に避難・救助を迅速に行うため、消防・救急体制に加え、地域との連携、消防団員の減少対策、防災拠点施設及び資機材等の整備が必要となります。

3 部門別計画

- 大槌町地域防災計画
- 大槌町業務継続計画
- 台風等の接近に伴うタイムライン

4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度末)
① 地区防災計画作成済組織数	3 組織	6 組織
② 防災に関する研修実施数	14 回/年	20 回/年
③ 防災訓練実施数	11 回/年	20 回/年
④ 消防団員数	168 人	168 人
⑤ 訓練・講習会実施数	40 回/年	45 回/年

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 防災、減災対策の充実	ハード面の取組として、県と協働での災害危険箇所の把握、各種防災計画に基づいた避難施設の指定、見直し、整備、避難誘導サイン及び防災行政無線の設置箇所の見直し、防災行政無線を含めた情報伝達手段の多重化の検討を行います。 また、ソフト面の取組として町民向けの防災教育の充実や、役場災害対応体制の見直しによる防災力の強化を行います。
② 自主防災組織の活性化による地域防災力の向上	地区防災計画の整備を核とした自主防災組織の活動を支援すると共に、防災士取得者等による町防災サポーターや自主防災組織役員に対する研修等を実施し、地域防災力の向上を図ります。
③ 防災訓練の効果的な実施	自助、共助、公助の意識醸成のため、町民、自主防災組織、学校及び関係機関が実践的な防災訓練を主体的に実施できるよう働きかけを行います。
④ 消防防災体制の強化	防災拠点施設・資機材の整備等、災害に対応するための取組を実施します。 新規消防団員の入団促進及び退団者への機能別消防団員加入促進を図り、団員の減少対策を行うとともに、訓練、講習会による人材育成を推進します。

6 町民に期待すること

- ・ 各家庭において、防災マップを活用し、自らの住んでいる地域の災害リスクを正しく把握し、平時から災害時の取決めや食料・飲料・生活必需品などの備蓄、管理を行うとともに地域や町で開催する防災訓練に積極的に参加することを期待します。
- ・ 各自主防災組織や町内会との相互の協力により、防災組織体制の充実強化を図り地区防災計画の策定をはじめとした災害に対する平時からの備えを行政と協働して各地域で行うことを期待します。
- ・ 地域で要配慮者を把握し、避難行動要支援者と協働で積極的に訓練に参加し、災害発生時の対応やマニュアルの作成及び見直しを行政と協働で行うことを期待します。

第2節 良質な自然環境の保全と環境衛生の向上

1 施策の展望

温室効果ガスの低減など地球環境への負荷低減を図り、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された循環型社会の構築を目指します。

また、需要に的確に対応した斎場の整備を目指します。

2 現状と課題

- ・ 温室効果ガスによる地球温暖化は世界的に取り組むべき喫緊の課題で、地球温暖化を抑制するため、大槌町でも温室効果ガスの排出量削減の取組が必要です。また、当町では既に新山高原で民間の事業者により風力発電事業が実施されているほか、一部の公共施設では太陽光発電も取り入れています。引き続き再生可能エネルギーの普及に取り組む必要があります。
- ・ 当町は、岩手県下33市町村中ごみの排出量が上位10番以内となっているため、廃棄物の発生抑制から分別の徹底による廃棄物の減量化を図る必要があります。
- ・ 既存火葬場は、著しい老朽化により修繕費等の維持管理費が年々増加していることや、告別室や収骨室が狭いなど町民のニーズに十分に答えられない現状であり、早急に再整備する必要があります。

3 部門別計画

- 大槌町一般廃棄物処理基本計画

4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度末)
① 1人1日あたりのごみの排出量	937 g	690 g

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 地球温暖化対策の推進	地球温暖化の抑制に寄与するため、再生可能エネルギーの普及・啓発活動に取り組むなど温暖化対策を総合的に実施します。 なお、再生可能エネルギーの発電事業については、自然環境や農地等土地の用途に配慮し、調和のとれた事業が行われるよう、民間の事業者等と連携して進めます。
② 循環型社会形成の推進	循環型社会形成の推進に向け、資源循環を目指したリデュース・リユース・リサイクルの3R推進活動を実施するとともに、環境保全に努めます。
③ 斎場施設の整備と管理	斎場施設及び設備の老朽化が進んでおり、また現在のニーズに十分に答えられていない状況にあることから、衛生的かつ機能的な斎場の再整備に取り組めます。

6 町民に期待すること

- ・美しい自然環境の保全や公衆衛生に関する意識の向上を期待します。
- ・分別等を徹底し、ごみを減らす意識が高まることを期待します。



6月の新山高原と風車

第3節 快適な住環境の実現

1 施策の展望

人に優しく安全な住環境、犯罪・事故のない安心・安全なまち、都市部との情報格差のない快適な通信環境を目指します。

また、水道事業の経営改善と水の安定供給、水洗化率の向上を目指します。

2 現状と課題

- ・ 町民が地域に誇りと愛着をもち、多くの来訪者が魅力を感じられるように、周辺の自然と調和したまち並みをつくり、美しい風景を再生していくことが当町の将来にとって大切です。
- ・ 近年、犯罪の態様は複雑化しており、防犯活動がさらに重要となってきたことから、各家庭・地域での防犯対策と意識の向上に努める必要があります。
- ・ 地域の交通については、高齢化の進展により、高齢者が関係する交通事故の増加が懸念されることから、関係機関と連携し、交通事故防止対策を検討、推進する必要があります。
- ・ 難視聴地域を対象にケーブルテレビを整備しましたが、今後、見込まれる新たな放送技術に対応していく必要があります。
- ・ インターネット事業者が設備の整備を行わない地域を対象に光ケーブル網を整備しましたが、町民の初期工事費用の負担が大きいため平準化に努める必要があります。
- ・ 人口減少の影響を受け、給水収益等の減少により、水道経営が厳しくなることが予想されます。一方で、安定した給水のために、耐震化工事等の対策が必要となっています。
- ・ 快適な生活環境の構築には生活排水の適切な処理が不可欠であり、効率的な排水処理事業を推進するとともに、処理区域内における水洗化の普及を図る必要があります。

3 部門別計画

- 大槌町水道事業経営戦略

4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度末)
① 町内の交通事故件数	20件	0件
② 大槌町インターネット施設加入率	38%	45%
③ 水道管耐震化率	26%	32%
④ 下水道水洗化率	67.6%	82.2%

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 良質な住環境の形成	住宅、街路、公園等の利用者が安心してくつろぎを実感できる空間をつくるため、地域住民や利用団体と連携を深めながら維持管理を計画的に行います。
② 防犯・安全の推進	防犯体制の強化のため、警察や防犯協会等と連携し、効果的なPRを行います。 また、交通安全協会など、関係機関との相互協力のもと、高齢者をはじめ、子ども、運転者などに対する交通安全指導の強化、効率的な交通安全のPR、事業所などの交通安全運動への参加拡大など意識啓発に取組みます。
③ 新たな情報通信技術に対応する情報基盤の整備	新たな情報通信技術に対応するために、必要な設備の整備に取組みます。また、インターネット利用における初期費用の平準化のため、インターネット施設利用補助金の継続などに取組みます。
④ 安全で安心な水道水の安定供給	安心・快適な給水サービスを提供するため、水道水の安定供給と水道事業の健全な経営を図るとともに、重要なライフラインとして、災害時に対する危機管理体制の構築や施設の統廃合を含めた計画的な基盤整備を図ります。
⑤ 水洗化の促進と効率的な汚水処理	汚水管渠の整備や浄化槽設置補助の普及を促進するなど、汚水処理の適正化を継続します。また、地域ぐるみの水洗化を進めるため、融資制度活用による接続支援を図り、水洗化率の向上に取組みます。

6 町民に期待すること

- ・ 犯罪のない安全な地域社会を目指し、防犯意識を高め、地域活動などを通じて意識啓発に取組むことを期待します。また、交通事故をなくすために、マナーやルールを守り、交通安全運動に積極的に参加することを期待します。
- ・ ICTの積極的な活用と、魅力ある町の発信者としての役割を期待します。
- ・ 水は有限で「自然からもたらされる貴重な財産である」ことの意識啓発がなされ、水道事業経営に係る利用者との共通理解の熟度が増すことを期待します。

第4節 利便性の高い交通ネットワークの整備

1 施策の展望

安全かつ災害に強い道路の整備・維持管理に取り組むとともに、復興後のまちの形に合わせた利便性と機能性の高い交通ネットワークの確立を目指します。

2 現状と課題

- ・復興事業により町内の道路整備は大きく進みましたが、今後は厳しい財政状況の中で計画的に改良を進めるとともに、既存路線の維持管理を充実していく必要があります。
- ・東日本大震災津波の際に、ライフラインを維持するために大きく機能した主要地方道県道大槌小国線の機能強化が必要です。
- ・鉄道の再開や、三陸沿岸道路の開通など、交通網の整備が進む中、新しいまちの形に合わせた新しい公共交通網を再構築する必要があります。

3 部門別計画

- 大槌町橋梁長寿命化計画
- 大槌町地域公共交通網形成計画



町民バス

4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度末)
① 道路舗装率	43.2%	43.5%
② 大槌駅乗車人数	235人/日 (平成22年度)	238人/日

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 道路環境の適正な維持管理	安全かつ災害に強い道路網を計画的に整備するとともに、橋梁等を含めた既存路線の老朽化対策を進め、長寿命化を図ります。
② 道路交通網の充実	三陸沿岸道路の開通後も災害時における「命の道」としての役割が期待され、長年の悲願である主要地方道県道大槌小国線の土坂トンネルの事業化を目指し、町民と近隣市町が一丸となって国、県等に要望する体制づくりの再構築を図ります。
③ 公共交通網の充実	新しい町の形に合わせた町民の生活の足を新たに実現するとともに、将来にわたり安定的な運営が図られる仕組みを構築します。

6 町民に期待すること

- ・住民参加型の道路清掃、草刈、除雪などの自主的な活動を期待します。
- ・公共交通を積極的に利用することを期待します。

第5章

将来を見据えた持続可能なまちづくり

基本構想の基本方針5の「将来を見据えた持続可能なまちづくり」を進めるために、次のとおり施策を掲げます。

第1節 協働による地域・まちづくりの推進

1 施策の展望

復興後の新しいまちづくりや少子高齢化・人口減少の進展に対応し、コミュニティの活性化やU I ターン者の受入等を通じて、人や地域の結びつきの中で、町民が支えあって暮らすことができる地域・まちを目指します。

また、男女が互いに尊重しながら、夢の実現に向けてチャレンジできるまちを目指します。

2 現状と課題

- ・復興事業の進展による応急仮設住宅から恒久住宅への移行に伴い、移行先の地域や公営住宅における住民互助の構築等、新しいコミュニティ形成を図る必要があります。
- ・住民の高齢化と人口減少が進展する中、住民と行政の協働による地域づくり活動を、地域の実情に応じた形で維持・活性化していく必要があります。
- ・人口減少による地域や産業の担い手不足が顕在化する中、町外からのU I ターンをいっそう促進する必要があります。
- ・町の活性化につながる情報の収集及び機を捉えた計画的な広報により効果的な情報の発信と共有を図る必要があります。
- ・急速な少子高齢化社会の進展や社会情勢の変化の中で、男女がお互いの特性を理解し、対等なパートナーとして認め合う必要があります。

3 部門別計画

●大槌町地方創生総合戦略

4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度末)
① 自治会・町内会等の組織数	21 団体	28 団体
② U I ターン総合相談窓口を活用した移住者数	6 人	30 人
③ 地方自治法に基づく審議会等の女性比率	18%	24.2%

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 地域づくり団体の形成・活動支援	自治会・町内会のほか多様な地域づくり団体の形成と活動を支援します。 また、各団体のネットワーク化を促進するなど、それぞれの地域課題の解決に主体的に取り組む「地域の協働性」の向上を図ります。
② U I ターンの促進	U I ターン希望者に対する情報発信及び相談支援の充実を図ります。 また、住まいの確保、地域コミュニティにおける機運醸成等、U I ターン者の受入・定着環境の整備を推進します。
③ 広報・広聴の推進	「広報おおつち」や「大槌町ホームページ」等を積極的に活用し、行政情報を効果的に発信します。また、町民と行政が情報を共有し一層の相互理解を図るために、町民からの意見を行政運営に反映する機会等の確保に努めます。
④ 男女共同参画社会の推進	男女共同参画プランの策定を行い、「男女共同参画」の趣旨の普及・啓発活動を積極的に進めるとともに、地域リーダーの育成を図り、町民と行政が一体となった男女共同参画社会の推進に取り組めます。

6 町民に期待すること

- ・ 地域活動への参画を通じ、協働による地域・まちづくりへの積極的な関与・提言を期待します。
- ・ 居住環境や就業機会に関する情報提供、地域づくり活動への参加勧奨等、U I ターン者の定着に向けた地域の環境整備に対する積極的な協力を期待します。
- ・ 町の情報提供に関心を持ち、行政が呼びかける活動への積極的な参加などを通じて、提言などを行うことを期待します。
- ・ 一人ひとりが相手を思いやることをもち、家庭・地域・職場・社会などにおける男女のパートナーシップを推進することを期待します。

第2節 健全な財政運営の推進

1 施策の展望

事務事業の効率化や税金の収納率維持、財産の適正管理を実現し、財政の健全化に努めます。

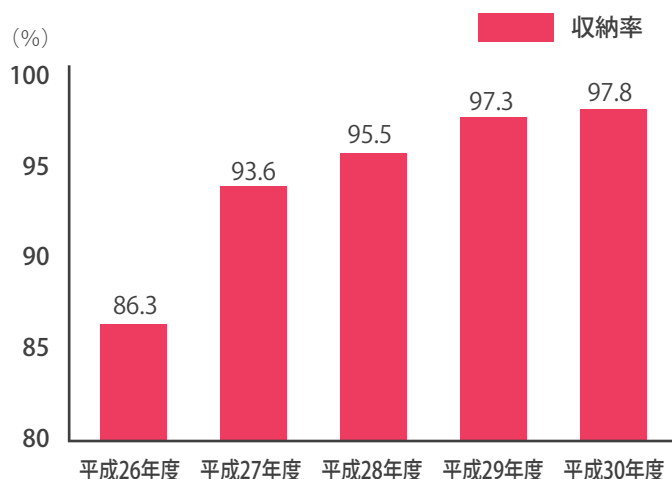
2 現状と課題

- ・ 復興事業の終期が迫り、年々予算規模は縮小し震災前と同程度に近づいています。現時点は健全な財政を維持していますが、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢から、財源の減少による厳しい財政状況が見込まれます。
- ・ 公共施設における設置目的、サービス提供主体や施設の配置・位置または整備量・規模から施設機能に至るまで統合的に検証し有効活用を図る必要があります。
- ・ 人口の減少により交付税が減少しており、既存事業の取捨選択と歳入の確保が課題となっています。

3 部門別計画

- 大槌町過疎地域自立促進計画
- 辺地総合整備計画
- 山村振興計画
- 大槌町公共施設等総合管理計画

町税の収納率の推移



4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度末)
① 財政健全化判断比率の実質公債費比率	9.9%	15%以下
② 地方税の収納率	97.8%	97.8%

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 行財政運営の効率化	行財政運営を最小の経費で最大の効果を発揮する体制を整備するため、経常経費の削減、公債費等の将来負担の抑制に努め健全な財政運営を推進します。また、計画的な職員の定員管理を行います。
② 公有財産の適正な管理	公有地の計画的な土地利用を進め、公共施設の長寿命化を推進するとともに、公有財産の最大限の有効活用を図ります。
③ 自主財源の確保	公平適正な課税を実施し、収納率の維持に向けて取組みます。また、ふるさと納税の積極的なPRによる財源の確保に取り組めます。

6 町民に期待すること

- ・ 行政負担が増大しないよう、できるだけ自助努力で解決していく事を期待します。
- ・ 納税などについて、納期限内の自主納付の促進と口座振替の利用を期待します。

第3節 成果を重視した行政運営の構築

1 施策の展望

行政組織の目標を実現するために、周囲と協調しながら自ら考え行動する職員を育成します。また、情報システムの効率的な活用と業務改善を推進し、効率的かつ効果的な行政運営、住民サービスの質の向上を目指します。

2 現状と課題

- ・ 行政運営において、事業を企画・実行・評価した上で、次の事業に反映する仕組みを確立し、行政の透明性及び信頼性を確保することが求められています。
- ・ 行政職員の職務は、常に効果的・効率的な事務事業の執行のみならず、職員の資質向上や職務能力の向上が求められています。将来の町政運営を担うプロパー職員の育成が必要となっています。
- ・ 情報化が進む社会動向に対応するため、行政の効率化が求められています。また、各種システム運用では職員のスキル向上が必要となっています。
- ・ 町民の生活や経済活動は自治体の枠組みを超えて広範囲に及んでいます。このため、周辺市町村と広域的に連携することが求められています。

3 部門別計画

- 釜石・大槌定住自立圏形成協定

4 指標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度末)
① 職員研修の実施回数	3回/年	7回/年

5 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 成果を重視した行政運営の推進	町民に対する説明責任及び行政の透明性の確保を図るため、各種計画や事業の進捗状況などの行政評価を実施し、効率的・効果的な事業展開を図ります。
② 人材育成の推進	総合的に組織の活性化を図るため、計画的に職員研修や人事異動、人事評価を通して人材育成に取り組めます。
③ ICTの活用による業務の効率化	行政における事務の効率化とコスト削減を図るために、柔軟なシステムの構築やクラウドなどの活用を推進していきます。 また、業務を効果的・効率的に進めるため、職員の情報化研修に取り組めます。
④ 広域行政の推進	各分野での施策において、効率的で質の高い行政サービスの提供を目指し、広域的に他の自治体との連携を図ります。また、国や県への各種要望を効果的に行うために、他の自治体と連携して取り組めます。

6 町民に期待すること

- ・ 行政や議会の運営に関心を持ち、一人ひとりがまちづくりについて再認識することを期待します。

第6章

未来につなげる着実な復興 まちづくり

大槌町は復興基本計画期間を平成23年度から平成30年度までの8年間と定めています。大槌町では平成31年度以降も継続すべき復興事業があるため、復興計画に掲げた基本方針を継承し、国、県や町民と一体となり、第1章から第5章までの取組とあわせ、復興に向けた切れ目のない取組を進めていきます。

第1節 事業者の本設再建と産業の再生 (経済産業基盤)

1 施策の展望

本設再建を目指す被災事業者に寄り添いながら、産業の再生、復興に向けて取組を進めていきます。

2 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 被災事業者の本設再建に向けた支援	被災事業者に寄り添いながら、本設再建を確実に進めるためにも、設備や資産等の復旧に向けた支援を行います。
② 復興に向けた雇用対策の充実	関係機関との連携により、UI ターンの促進等、被災事業者の働き手確保に向けた取組を推進していきます。

第2節 支え合い誰もが暮らし続けられる地域社会づくり (社会生活基盤)

1 施策の展望

被災者の生活再建支援や地域コミュニティの再生を図りながら、住民が互いに支え合い、生きがいと希望を持って、生き生きと暮らせる地域社会を目指して取組を進めていきます。

2 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 仮設住宅から復興市街地への移行支援	被災者一人ひとりの事情に寄り添い、応急仮設住宅から恒久住宅への移行を支援します。
② 被災者の生活再建支援	災害による死亡者の遺族に対して弔慰金や被災者への生活支援金等の支給を行います。また、住宅再建にかかる費用等の補助を行います。
③ 復興市街地におけるコミュニティの再生	魅力ある大槌の町を再興するため、地域コミュニティの再生等、住民との協働による復興まちづくりを推進します。

第3節

未来の大槌人の育成 / 文化の再生と知の継承 (教育文化基盤)

1 施策の展望

震災で失われた社会教育環境の再生、こころとからだを支える活動環境づくりによる「将来を担う大槌人の育成」と、津波災害の記憶や教訓を活かした「文化の再生と知の継承」を目指して取組を進めていきます。

2 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 被災した地域施設の再生と多目的な活用	社会教育、生涯学習の正常化を図るため、震災により被災した公民館の災害復旧工事を実施します。 また、スポーツ・レクリエーション活動環境の正常化を図るため、震災により移転を余儀なくされた施設等を整備します。
② 震災体験・防災文化を継承し、自然・文化資源を再発見・再生・継承育成する町民活動の展開	犠牲者の鎮魂と震災津波の記憶を未来永劫に継承していくため、鎮魂の森の整備や地区別慰霊施設（慰霊碑、記念碑等）の助成支援を行います。 犠牲者の御霊を慰めるとともに、防災への決意を新たにする機会とするため、追悼行事を実施します。
③ 子どもたちが安心して学べる環境づくり	児童・生徒、保護者への適切なこころのケアとサポートを行うため組織的、継続的に学校を支援します。 安心安全な放課後等の学習支援活動を通じ、児童生徒のこころのケアと学力の向上を図ります。

第4節 魅力ある持続可能なまちづくり / 地域資源としての風景の再生 (空間環境基盤)

1 施策の展望

誰もが暮らしやすい復興市街地の環境を備え、産業再生の基礎となる地域資源の再生を目指して取組を進めていきます。

2 主な取組

施策の方向性	主な取組
① 減災・情報伝達・避難・救援活動等に配慮した復興市街地づくり	災害危険区域の土地の一部を産業用地として整備することで企業の再建や新規立地を促進し、産業の再生を図ります。 また、震災により流出した情報通信基盤を復旧させます。
② 災害への耐性、環境への配慮、長期的維持管理の視点を導入した社会基盤・公共施設の整備	污水管渠の整備や汚水処理の適正化、雨水排水整備、浄化槽整備の補助を実施します。 また、被災者の住居の安定を図るため、災害公営住宅を整備します。

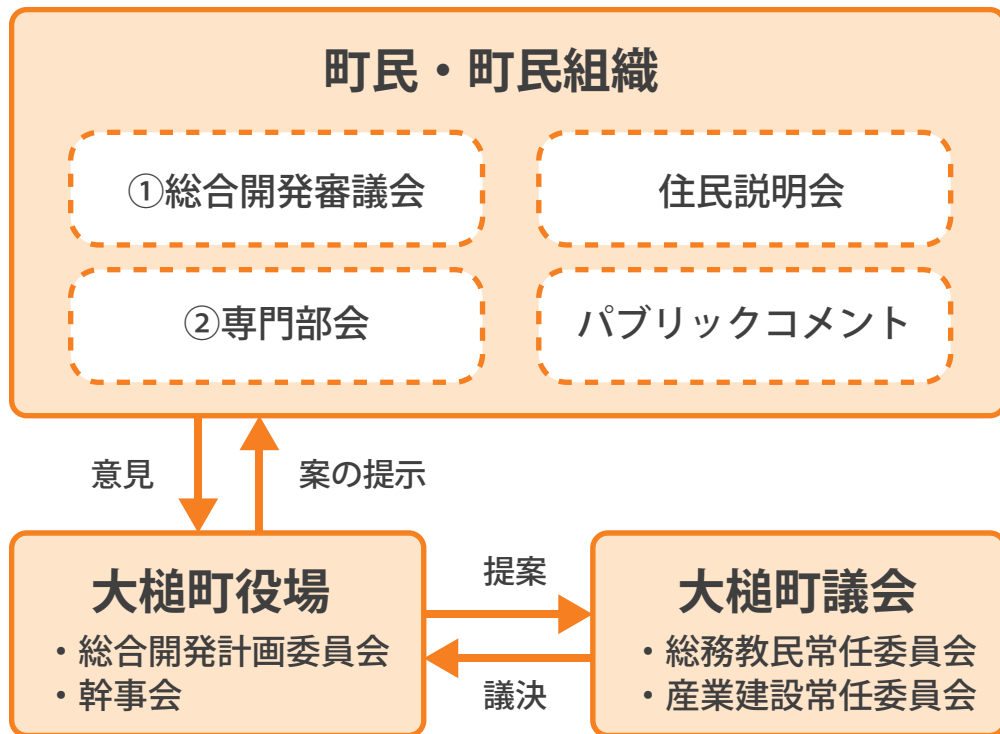


資料篇

1 計画策定経緯

(1) 策定組織の概要

庁内組織の総合開発計画委員会、幹事会で素案を作成し、町民・町民組織として位置付ける「総合開発審議会」、「専門部会」、「住民説明会」、「パブリックコメント」等からの意見を反映しながら進めました。



(2) 町民組織概要

① 大槌町総合開発審議会

「大槌町総合開発審議会条例」に基づき設置する附属機関で、総合計画の作成に関し、町長の諮問に応じ審議する機関

② 大槌町総合計画策定専門部会

分野別に現状や課題を踏まえて、専門的な議論を深めるための町内企業・団体等で組織する機関

大槌町総合開発審議会委員名簿

区 分	役職名簿	氏 名	備 考
条例第3条第1号 「教育委員会から推薦を受けた教育委員」	大槌町教育委員会教育委員	大萱生都	
条例第3条第2号 「漁協団体の代表」	新おおつち漁業協同組合 代表理事組合長	平野榮紀	副会長
条例第3条第3号 「冷協、加工団体の代表」	ど真ん中おおつち協同組合 代表	芳賀政和	
条例第3条第4号 「農協団体の代表」	花巻農業協同組合 大槌地区担当理事	佐々木重吾	
条例第3条第5号 「商工団体の代表」	大槌商工会 会長	菊池良一	会長
条例第3条第6号 「学識経験を有する者」	社会福祉法人大槌町社会福祉協議会 会長	徳田信也	
条例第3条第6号 「学識経験を有する者」	一般社団法人大槌町観光交流協会 会長	千代川茂	
条例第3条第6号 「学識経験を有する者」	一般社団法人釜石医師会 副会長	植田俊郎	
条例第3条第6号 「学識経験を有する者」	釜石地区交通安全協会 大槌支会 会長	岩間利夫	
条例第3条第6号 「学識経験を有する者」	大槌町連合婦人会 会長	上野ヒデ	
条例第3条第6号 「学識経験を有する者」	大槌町女性団体連絡協議会	木村里美	任期 平成30年11月6日～

大槌町総合計画策定専門部会委員名簿

部会名	氏名	所属
経済産業	阿部るり子	自営農業者
	越田弥美	越田鮮魚店
	鈴木藤洋	株式会社鈴藤商店 代表取締役 一般社団法人コレレ 理事
	芳賀光	はまぎく若だんな会 代表 一般社団法人コレレ 代表 一般社団法人大槌町観光交流協会 理事
	佐々木健介	釜石地方森林組合 事業課長
社会生活	八木澤弓美子	社会福祉法人大槌福祉会大槌保育園 園長 大槌町地域子育て支援センター 支援センター長
	吉田幸弥	社会福祉法人大洋会 理事 四季の郷 施設長
	東梅麻奈美	大槌地域福祉事業所 所長 地域共生ホームねまれや 管理者
	道又衛	一般社団法人釜石医師会 理事
	川端伸哉	社会福祉法人大槌町社会福祉協議会
教育文化	神谷未生	一般社団法人おらが大槌夢広場 代表理事
	高木正基	大槌町PTA連合会 会長
	児玉奈佳	キッズコーラスあぐどまめ 代表
	綱取佐穂子	大槌町スポーツ少年団本部 常任委員
	金森俊一	認定特定非営利活動法人カタリバ コラボ・スクール 大槌臨学舎
空間環境	堀合成子	大槌町赤十字奉仕団 委員長 大槌町防災会議委員
	岩崎泰彦	大安環境有限会社 代表取締役 株式会社大安 代表取締役
	岩間妙子	一般社団法人岩手県建築士会釜石支部
	芳賀美千代	大槌地域振興株式会社 大槌観光バス
	松橋康弘	有限会社城山観光 常務取締役

(3) 総合計画策定経過

年	月	日	項目	摘要
平成 29年	11	15	第1回総合開発計画委員会	基本方針・組織体制等について協議
	12	1	議会全員協議会	基本方針・組織体制等について説明
平成 30年	1	9	第2回総合開発計画委員会	総合開発審議会、基本構想等について協議
	2	20	第1回総合開発審議会	審議会の設置、委嘱、策定概要についての説明
	3	26	第1回総合計画策定専門部会	専門部会の設置、委嘱、策定概要説明、意見交換
	4	1	第3回総合開発計画委員会	基本構想・基本計画(素案)の検討
	5	2~ 27	町民アンケート調査	町内に住所を有する18歳以上の男女1,500人を対象に実施
	7	5	第4回総合開発計画委員会	基本構想・基本計画(素案)の協議
		7/28 ~8/28	町長懇談会	町内の事業者、地域団体、高校生等との意見交換(11回開催 59名参加)
	8	20	議会全員協議会	基本構想(案)の報告
		28・30	第2回総合計画策定専門部会	基本計画(案)について意見交換
	10	3	第5回総合開発計画委員会	基本構想・基本計画(案)の協議
		22	総務教民常任委員会 産業建設常任委員会	基本構想・基本計画(案)の報告
		29・31	第3回総合計画策定専門部会	基本計画(案)について意見交換
	11	6	第2回総合開発審議会	基本構想・基本計画(案)の報告
		11~30	住民説明会	町内8会場で実施(98名参加)
		11/10 ~12/2	パブリックコメント	町内25箇所の設置
平成 31年	1	10	第6回開発計画委員会	基本構想・基本計画(案)の協議
		15	第3回総合開発審議会	基本構想・基本計画(案)の諮問
		23	第4回総合開発審議会	基本構想・基本計画(案)の答申
	2	1	第7回総合開発計画委員会	基本構想・基本計画(案)の協議
		15	議会全員協議会	基本構想・基本計画(案)の報告
	3	7	第1回議会定例会	基本構想・基本計画の議決

2 大槌町総合開発審議会 条例

(1) 大槌町総合開発審議会条例

大槌町総合開発審議会条例

昭和 46 年 10 月 1 日

条例第 11 号

〔注〕 平成 10 年 3 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき大槌町総合開発審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 町長の諮問に応じ、総合開発計画の作成に伴う審議を行わせるため、大槌町総合開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人をもつて組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 教育委員会から推薦を受けた教育委員 1 人
- (2) 漁協団体の代表 1 人
- (3) 冷協、加工団体の代表 1 人
- (4) 農協団体の代表 1 人
- (5) 商工団体の代表 1 人
- (6) 学識経験を有する者 5 人

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、前項第 6 号に掲げる者以外から任命された委員の任期は、当該職務の在職期間とし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成 15 年条例 12 号・27 年 3 号〕

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

一部改正〔平成10年条例1号・11年12号・23年19号・29年28号〕

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成元年3月13日条例第3号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附則(平成10年3月16日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附則(平成11年6月17日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附則(平成15年6月18日条例第10号)

この条例は、平成15年9月1日から施行する。

附則(平成23年10月24日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。

附則(平成27年3月20日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正前の大槌町議会委員会条例第19条の規定、大槌町総合開発審議会条例第3条の規定、大槌町公益通報者保護条例第2条の規定、大槌町特別職報酬等審議会条例第2条の規定、町長及び副町長の給与に関する条例第1条及び第2条の規定並びに特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

附則(平成29年12月15日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 大槌町総合開発審議会 諮問・答申

(1) 第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画（案）について（諮問）

大政発第290-1号
平成31年1月15日

大槌町総合開発審議会
会長 菊池 良一 様

大槌町長 平 野 公 三

第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画（案）について（諮問）

大槌町総合開発審議会条例（昭和46年10月1日条例第11号）第2条の規定に基づき、第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画（案）を添えて諮問いたしますので、ご審議の上、答申いただきますようお願い申し上げます。

記

諮問項目

第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画（案）について

(2) 第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画（案）について（答申）

平成31年1月23日

大槌町長 平野公三様

大槌町総合開発審議会
会長 菊池良一

第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画（案）について（答申）

平成31年1月15日付大政発第290-1号で諮問のありました第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画（案）について、審議の結果、社会潮流の大きな変動に対応しつつ、町民と行政の協働による持続可能なまちづくりを着実に進める総合的な指針として、おおむね妥当なものと認め、ここに答申します。

なお、計画の実施にあたっては、下記の意見に配慮されるとともに、まちづくりの基本理念である「魅力ある人を育て 新しい価値を創造し続けるまち大槌」が実現されるよう計画の実施と成果を期待します。

第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画（案）に対する意見書

答申書に記載したとおり、まちづくりの基本理念である「魅力ある人を育て 新しい価値を創造し続けるまち大槌」が実現されるよう計画の実施と成果を期待します。

なお、計画の実施にあたっては、下記の事項について、十分配慮されるよう審議会として意見を付します。

記

1. 産業・観光について

社会の動向等を踏まえながら、農林水産業、商工業について、地元事業者への支援や担い手の育成などを通じ、持続的に成長・発展できるよう取り組まれない。また、観光において、三陸沿岸道路などの交通網整備を踏まえ、当町のイメージ戦略を行い、効果的な施策を講じられたい。

2. 健康・福祉について

地域福祉の施策を着実に推進していくとともに、医師や歯科医師、薬剤師、看護師、介護士など多職種の連携をより深め、地域医療のネットワークを活かした医療体制の構築を進められたい。

3. 教育について

地域が子育てに参画し、こどもが地域の活動に参加し、地域活動をともに行えるような取組を進められたい。また、地域や保護者、福祉部門等と連携した教育の推進に努められたい。

4. 安全・快適について

地域と町、警察、消防等の関係機関が密に連携し、積極的な防災・防犯活動を引き続き継続されたい。また、利便性の高い交通ネットワークの構築に向けた取組を進められたい。

5. 地域振興について

町民が地域活動に主体的に参画し、町は円滑にコミュニティが形成されるよう支援を行い、住民と行政の協働による持続可能なまちづくりの推進に取り組まれたい。

6. 復興について

着実な復興に向けて、町民とともにまちづくりに取り組まれたい。また、産業の復興には、成長・発展につなげる取組を進められたい。

4 町民アンケート調査の結果

(1) 調査概要

①調査目的

町民の町政に対する意向を把握し、今後のまちづくりの参考とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。調査結果は、第9次大槌町総合計画策定に向けた基礎資料として活用しました。

②調査の概要

調査期間	平成30年5月2日(水)～平成30年5月27日(日)
調査対象	大槌町内に住所を有する18歳以上の男女
対象人数	1,500人
抽出方法	行政区別に住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送及び行政連絡員による配付・回収

③配布・回収結果

地域	回収数
町方・小枕・伸松地域	52
桜木町・花輪田地域	164
沢山・大ケ口地域	359
安渡地域	46
赤浜地域	52
吉里吉里地域	186
浪板地域	37
小槌地域	146
金沢地域	52
町外	23
無効解答	23
合計	1,140(回収率76.0%)

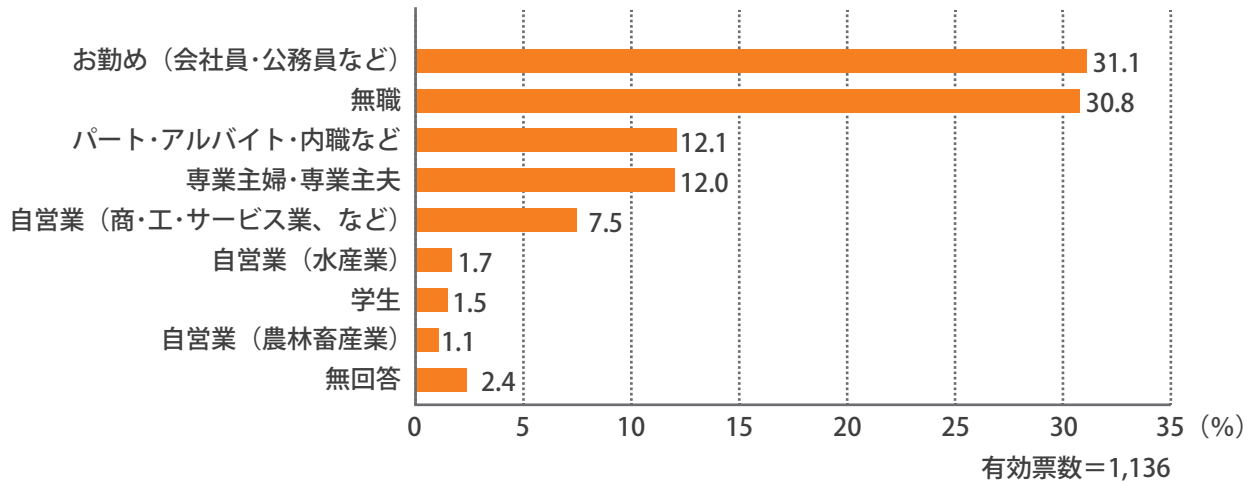
※留意点

- ・分析は、少数点第2位を四捨五入し、少数第1位までを表示しているため、合計が100.0%にならない場合があります。(少数第2位まで表示している表は少数第3位を四捨五入しています。)
- ・回収数1,140のうち無効解答は内数であり、回答数は必ずしも回収数とは一致しません。

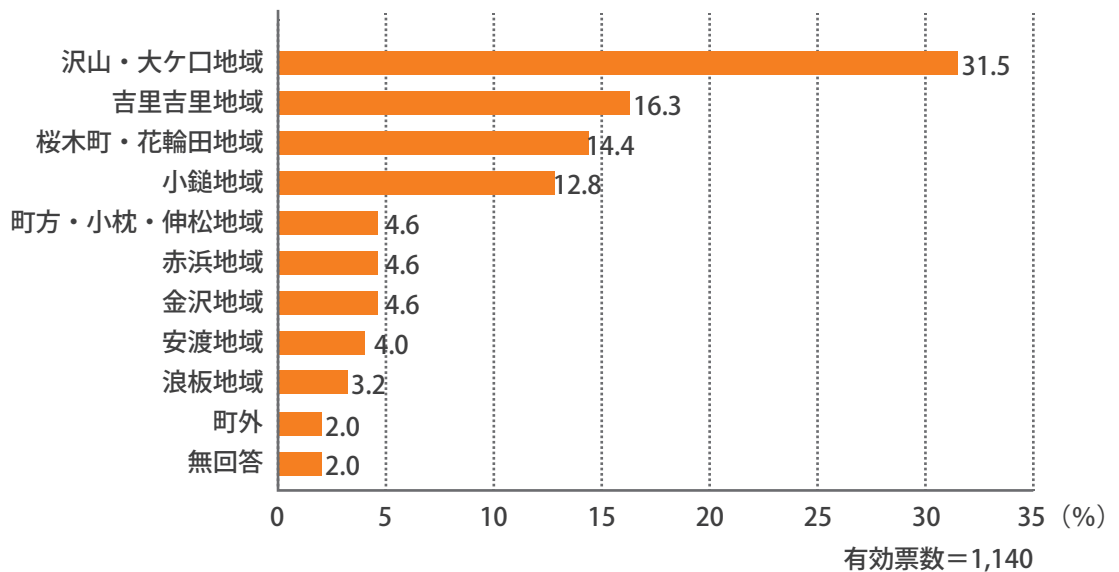
(2) 設問別調査結果

問1から問8の調査結果を示します。

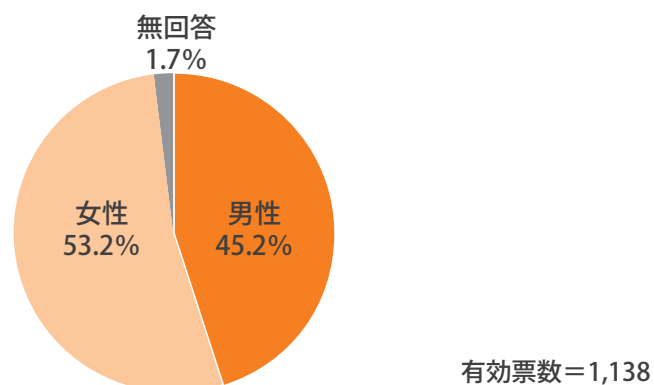
問1 あなたの職業について、あてはまるもの1つに○を付けてください。



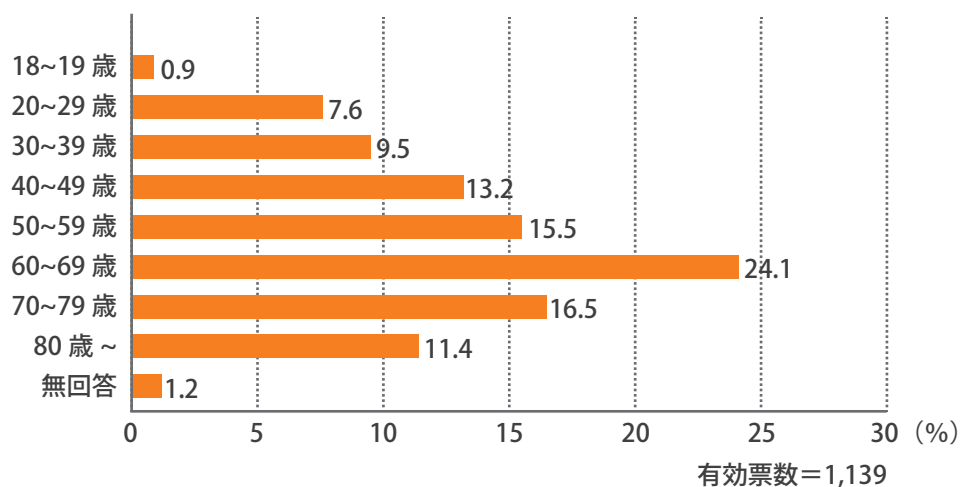
問2 あなたの現在のお住まいの地域について、あてはまるもの1つに○をつけてください。



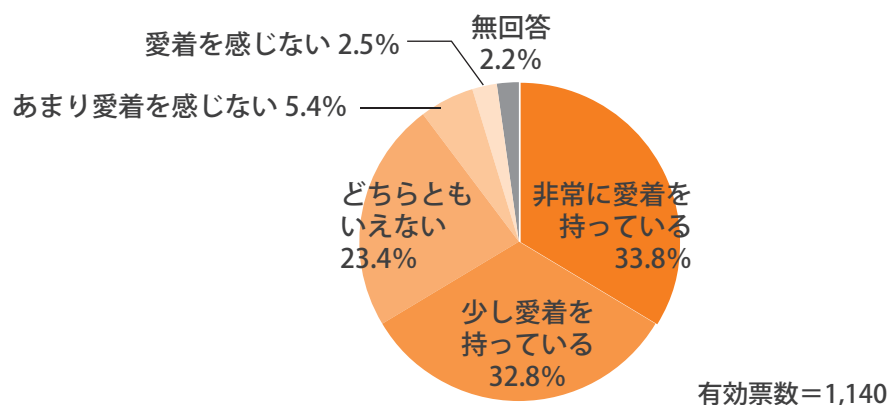
問3 あなたの性別について、あてはまるもの1つに○をつけてください。



問4 あなたの職業について、あてはまるもの1つに○を付けてください。

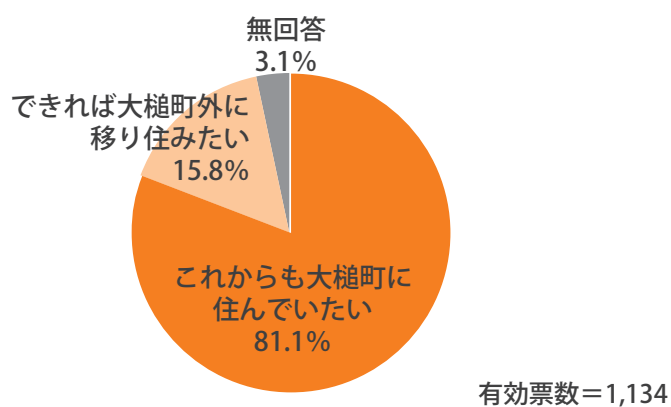


問5 大槌町への愛着度について、あてはまるもの1つに○をつけてください。
地域への愛着度は、約6割の町民が「愛着を持っている」と答えています。



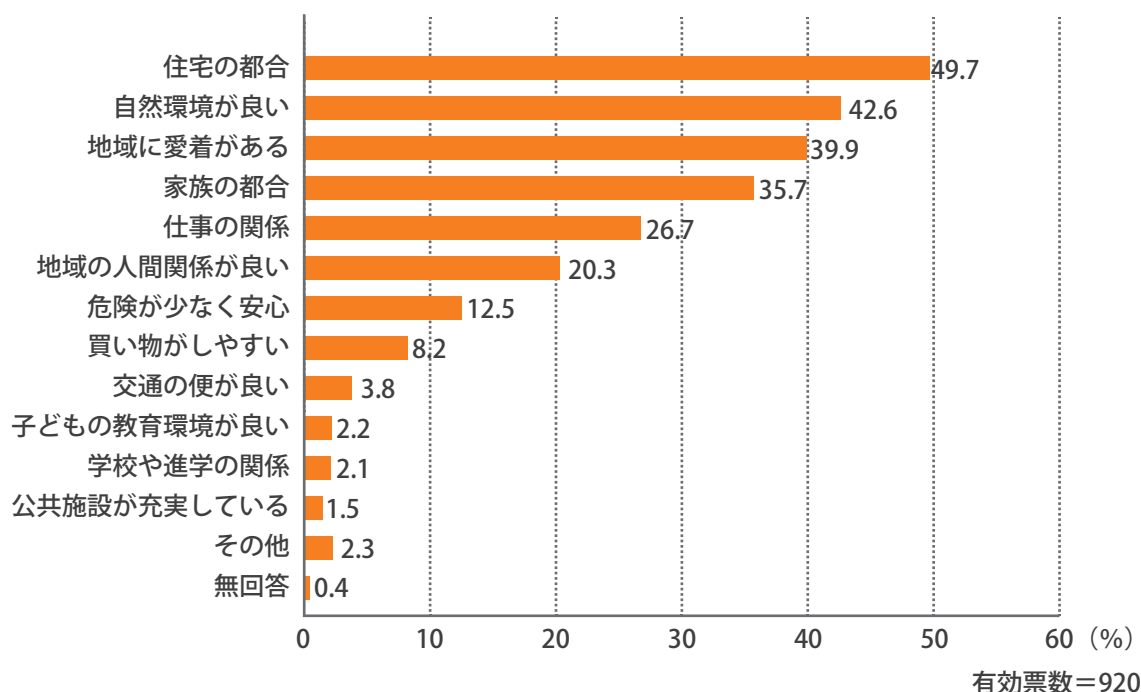
問6 大槌町の永住意向について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

永住意向は、「これからも大槌町に住んでいたい」が81.1%と最も多く、回答者の8割以上はこれからも大槌町に住んでいたいと答えています。



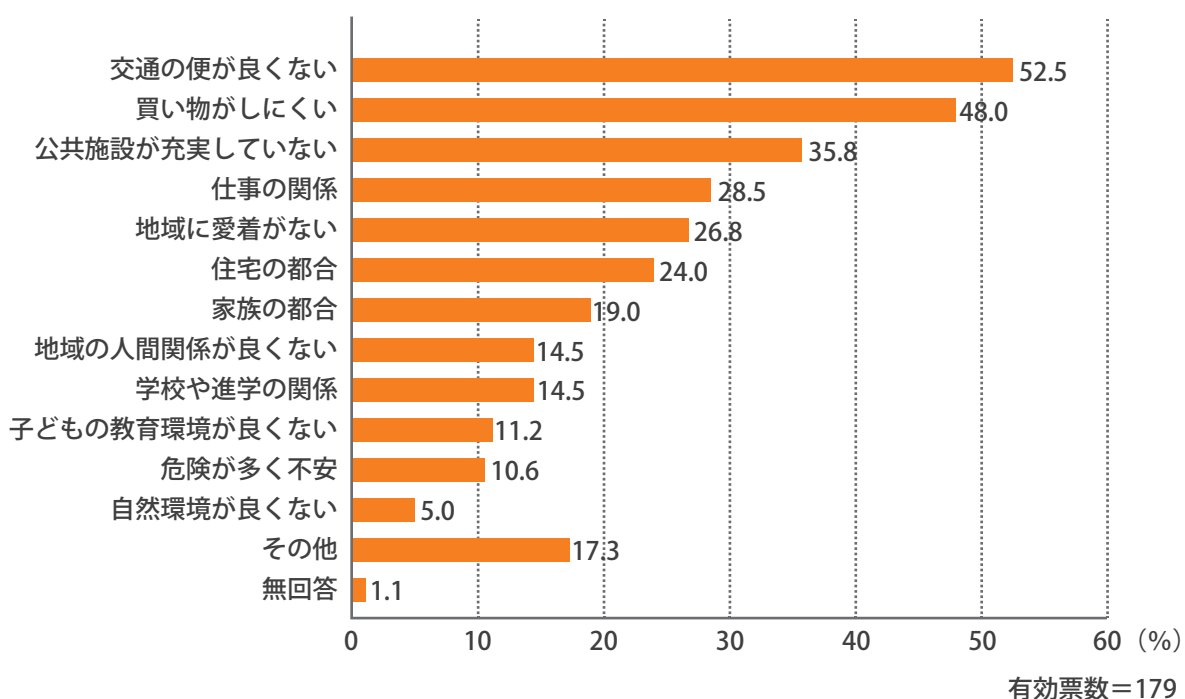
問7 問6で「1」と回答した方にお聞きします。これからも大槌町に住んでいたい理由について、あてはまるもの全てに○をつけてください。(複数回答可)

これからも大槌町に住んでいたい理由は、「住宅の都合」(49.7%)が最も多く、次いで「自然環境が良い」(42.6%)、「地域に愛着がある」(39.9%)の順に多くなっています。



問8 問6で「2」と回答した方にお聞きします。大槌町外に移り住みたい理由について、あてはまるもの全てに○をつけてください。(複数回答可)

大槌町外に移り住みたい理由は「交通の便が良くない」(52.5%)が最も多く、次いで「買い物がしにくい」(48%)、「公共施設が充実していない」(35.8%)の順に多くなっています。

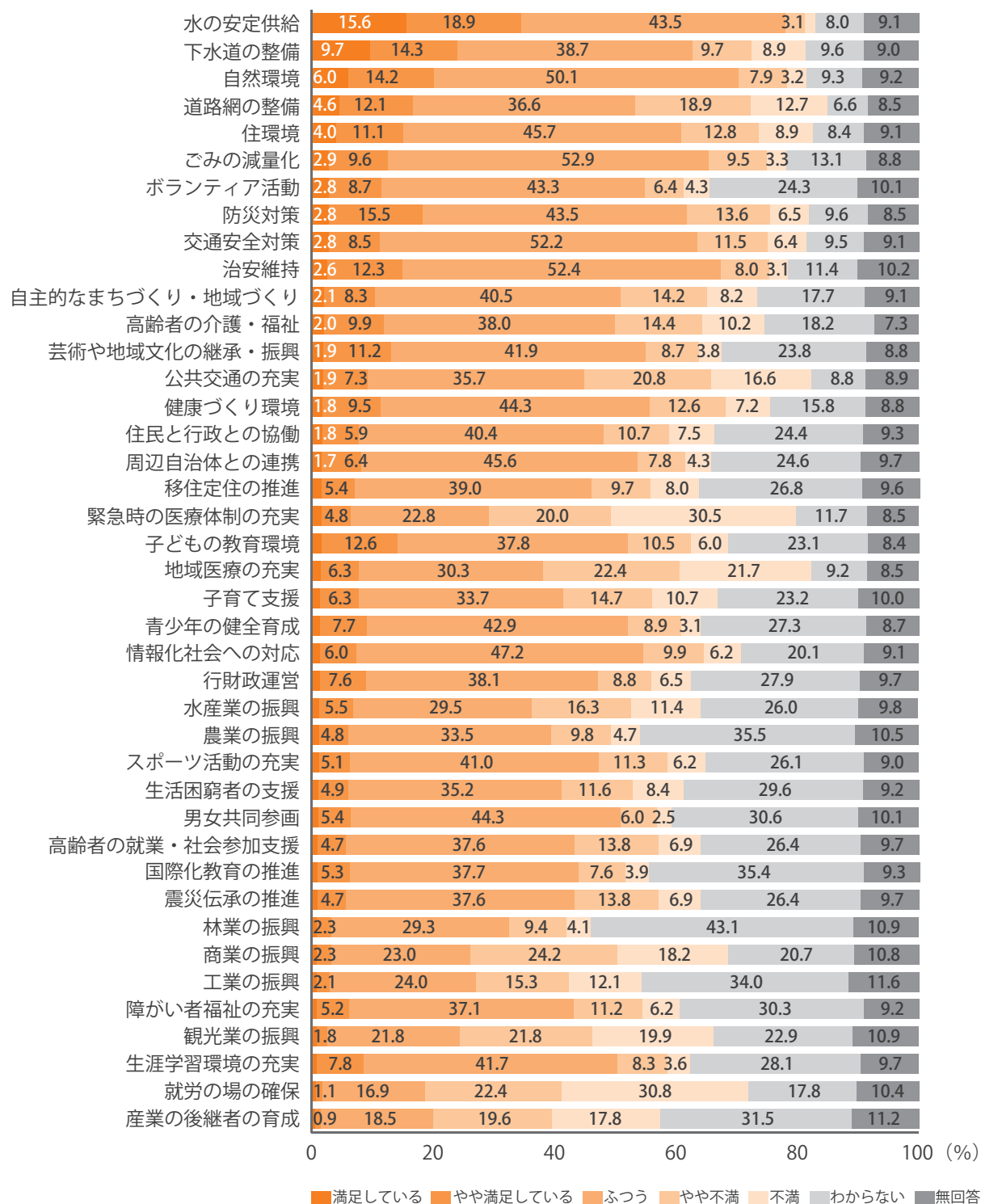


(2) 設問別調査結果

問9から問13の調査結果を示します。

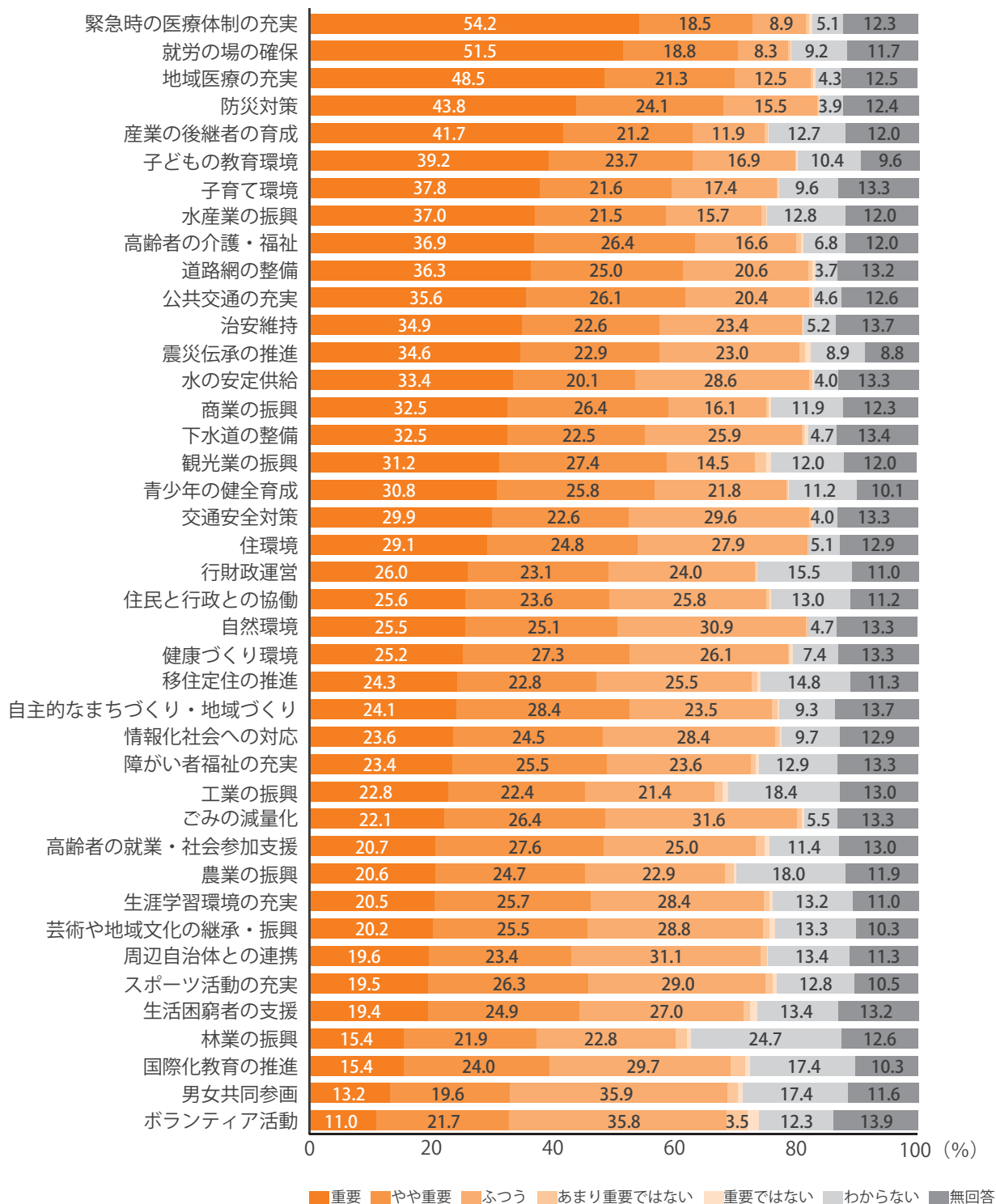
①施策ごとの現状の満足度

施策に対する満足度について、「満足している」との回答の割合が高い順にグラフで示します。



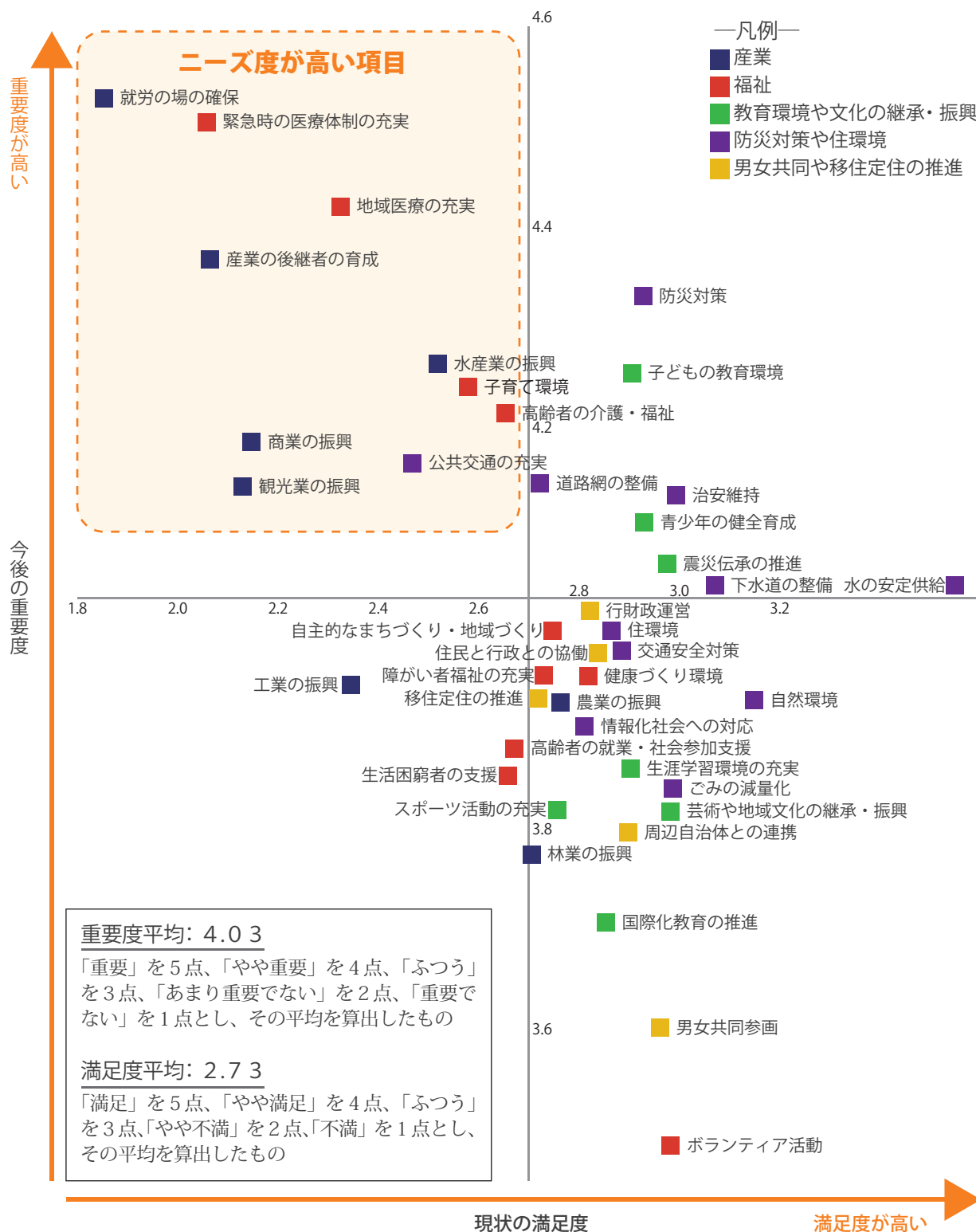
②施策ごとの今後の重要度

施策に対する重要度について、「重要である」との回答の割合が高い順にグラフで示します。



(4) ポートフォリオ分析

施策に対する満足度と重要度の回答結果から施策に対するニーズを分析するために、ポートフォリオ分析を行いました。ポートフォリオ分析とは、満足度を横軸に、重要度を縦軸に取り、各施策の位置付けを分析するものです。



大槌町民歌

[昭和48年10月制定]

作詞 滝田常晴

補作 桜田史郎

作編曲 押尾 司

(一)

太平洋に のぼる陽よ
入り船出船 海の幸
山のこだまも さわやかに
生きるよろこび はつらつと
大槌大槌 このまちを
力あわせて 築こうよ

(二)

片寄せ波の 浜風に
根を張る松の たくましさ
進取の気魄 あふれわく
みのるしあわせ もろともに
大槌大槌 このまちを
日々にいそしみ 拓こうよ

(三)

大槌小槌 水清く
流れにおどる 鮭の群れ
心ゆたかな 人の和に
夢をあつめて うるわしく
大槌大槌 このまちの
ゆくてたのしく 進もうよ

第9次大槌町総合計画

編集・発行／岩手県大槌町

〒028-1192 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号

TEL 0193-42-2111

FAX 0193-42-3855



第9次大槌町総合計画
2019—2028